

第2章

我が国の水産業をめぐる動き



帰港する定置網漁船（鳥取県岩美町^{いわみちょう}）

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

〈漁業・養殖業の生産量は減少し、生産額は増加〉

我が国の漁業は、第二次世界大戦後、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を拡大することによって発展しましたが、昭和50年代には200海里時代が到来し、遠洋漁業の撤退が相次ぐ中、マイワシの漁獲量が急激に増加した結果、我が国の漁業・養殖業の生産量は、昭和59（1984）年にピークに達しました。その後、我が国の漁業・養殖業生産量は、レジームシフト^{*1}によるマイワシの漁獲量の減少などにより平成7（1995）年頃にかけて急速に減少した後、漁業就業者や漁船の減少等に伴う生産体制の脆弱化^{ぜいじやく}に加え、海洋環境の変化や水産資源の減少等により、緩やかな減少傾向が続いており、令和5（2023）年は、前年から9万t（2%）減少し、383万tとなりました（図表2-1）。

このうち、海面漁業の漁獲量は、前年から2万t（1%）減少し、293万tでした。魚種別では、マイワシ等が増加し、ホタテガイ、サバ類等が減少しました。他方、海面養殖業の収穫量は85万tで、前年から6万t（7%）減少しました。これは、ノリ類、ホタテガイ等が減少したことによります。また、内水面漁業・養殖業の生産量は、5万tで、前年から2千t（4%）減少しました。

令和5（2023）年の我が国の漁業・養殖業の生産額は、前年から852億円（5%）増加し、1兆6,853億円となりました（図表2-2）。この生産額は、平成15（2003）年以降最も高い水準となっています。このうち、海面漁業の生産額は9,534億円で、前年から373億円（4%）増加しました。この要因としては、世界的な魚粉価格の高騰等によりイワシ類の価格が上昇したこと等が影響したと考えられます。

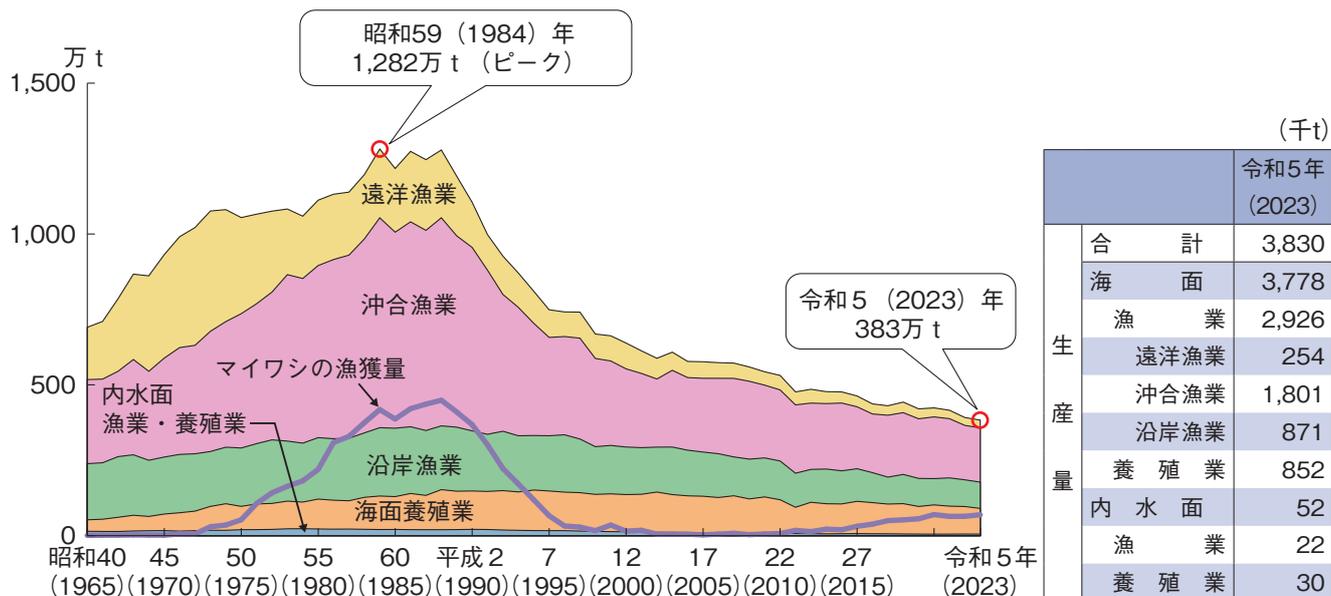
海面養殖業の生産額は5,956億円で、前年から523億円（10%）増加しました。この要因としては、ノリ類において、天候不順や赤潮^{けいそうるい}（珪藻類）の多発による収穫量の減少に伴う価格の上昇等が影響したものと考えられます。

内水面漁業・養殖業の生産額は1,363億円で、前年から45億円（3%）の減少となりました。

*1 大気・海洋・海洋生態系から構成される地球表層システムの基本構造が数十年間隔で転換すること。



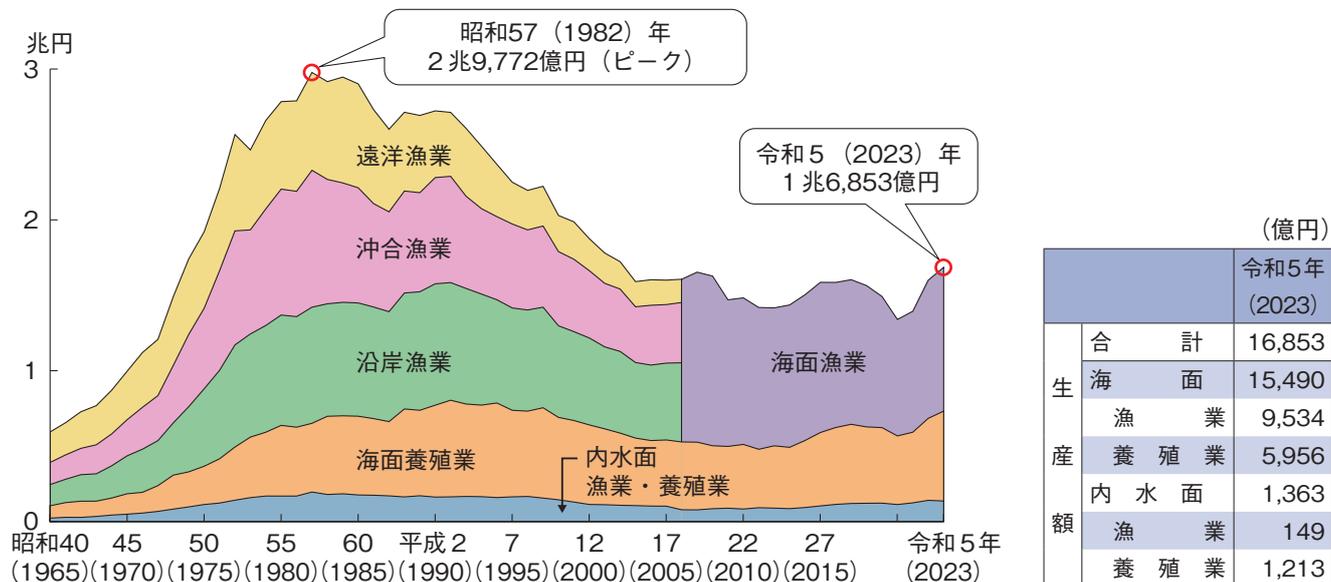
図表2-1 漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

図表2-2 漁業・養殖業の生産額の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：1) 漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。
2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止した。

〈漁業・養殖業の生産量の約23%、生産額の約43%を養殖が占める〉

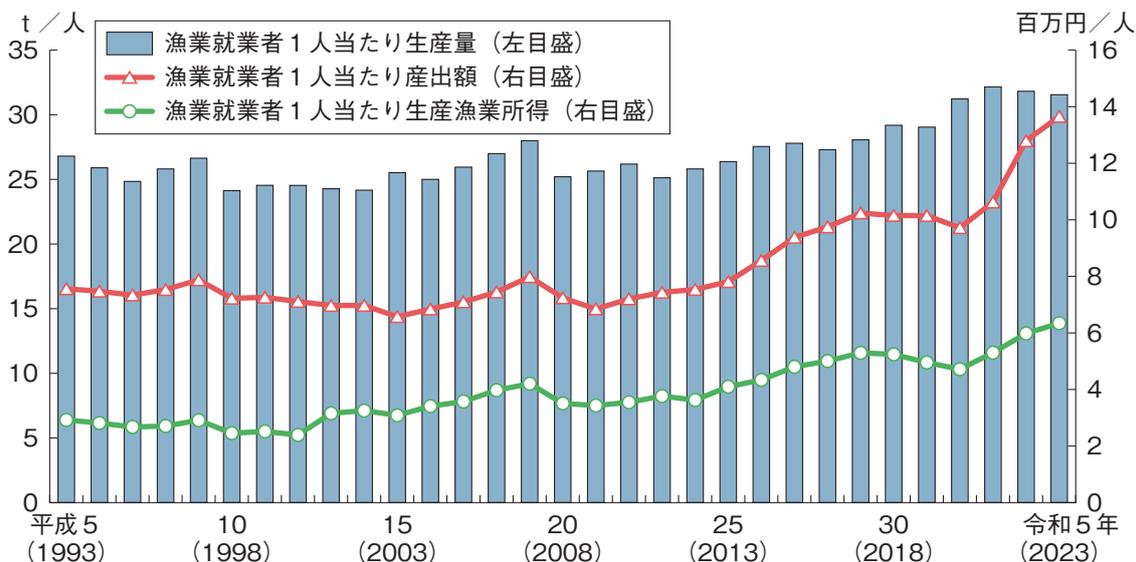
近年顕在化してきた海洋環境の変化等により水産資源の漁獲が不安定な中、計画的で安定的に生産できる養殖業に対する期待は高く、国民への水産物の安定供給に重要な役割を果たしています。我が国の養殖業による収穫量は、魚類、貝類及び藻類により約88万tの生産が行われており、漁業・養殖業の生産量のうち約23%を占めています。このうち、ブリ類、マダイ、クロマグロ、ギンザケを中心とした海面魚類が約24万t、海面貝類が約30万t、海面藻

類が約30万tとなっています。内水面では、ウナギ、マス類、アユを中心に約3万tとなっています。また、養殖業による生産額は、漁業・養殖業の生産額のうち約43%を占める7,169億円となっています。このうち、海面魚類が約3,177億円、海面貝類が約1,353億円、海面藻類が約1,326億円となっています。内水面は、ウナギ、マス類、ニシキゴイ、アユを中心に約1,213億円となっています。

〈漁業就業者1人当たりの生産漁業所得は634万円〉

漁業就業者数が減少する中、我が国の漁業就業者1人当たりの産出額及び生産漁業所得はおおむね増加傾向で推移してきたものの、平成29（2017）年以降は、漁業・養殖業産出額の減少に伴い減少が続きました。しかし、令和3（2021）年より漁業就業者1人当たりの額が増加し、令和5（2023）年は、漁業就業者1人当たりの産出額は1,366万円、生産漁業所得は634万円と前年より増加しました。また、漁業就業者1人当たりの生産量は32tとなっています（図表2-3）。

図表2-3 漁業就業者1人当たりの生産性



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）、10（1998）、15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年の漁業就業者数）、「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降の漁業就業者数）、「漁業就業動向調査」（その他の年の漁業就業者数）、「漁業・養殖業生産統計」（生産量）及び「漁業産出額」（産出額・漁業所得）に基づき水産庁で作成

- 注：1) 漁業就業者1人当たり生産量は、生産量合計を漁業就業者数で除したものの。
- 2) 漁業就業者1人当たり産出額は、漁業産出額合計（種苗生産額は含まない）を漁業就業者数で除したものの。
- 3) 漁業就業者1人当たり生産漁業所得は、生産漁業所得合計（種苗に係るものは含まない）を漁業就業者数で除したものの。
- 4) 生産漁業所得は、漁業産出額から物的経費（減価償却費、間接税を含む）を控除したものの。
- 5) 平成23（2011）及び24（2012）年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く（内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計。）。



(2) 漁業・養殖業の経営の動向



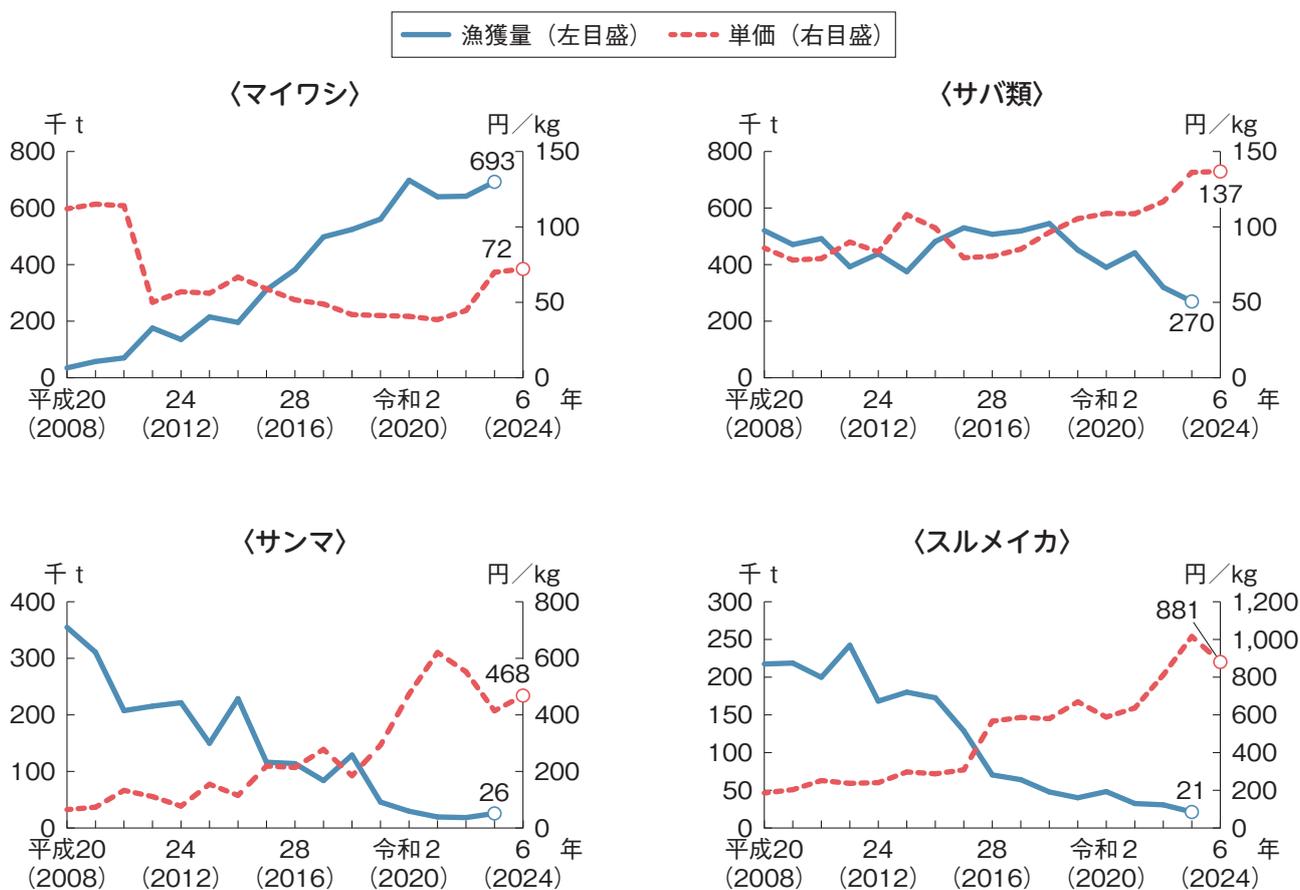
ア 水産物の産地価格の推移

〈不漁が続き漁獲量が減少したスルメイカ等は高値〉

水産物の価格は、資源の変動や気象状況等による各魚種の生産状況、国内外の需要の動向等、様々な要因の影響を複合的に受けて変動します。

特に、マイワシ、サバ類、サンマ等の多獲性魚種の価格は、漁獲量の変化に伴って大きく変化し、近年は、不漁が続き漁獲量が減少しているスルメイカ等は高値で推移しています(図表2-4)。

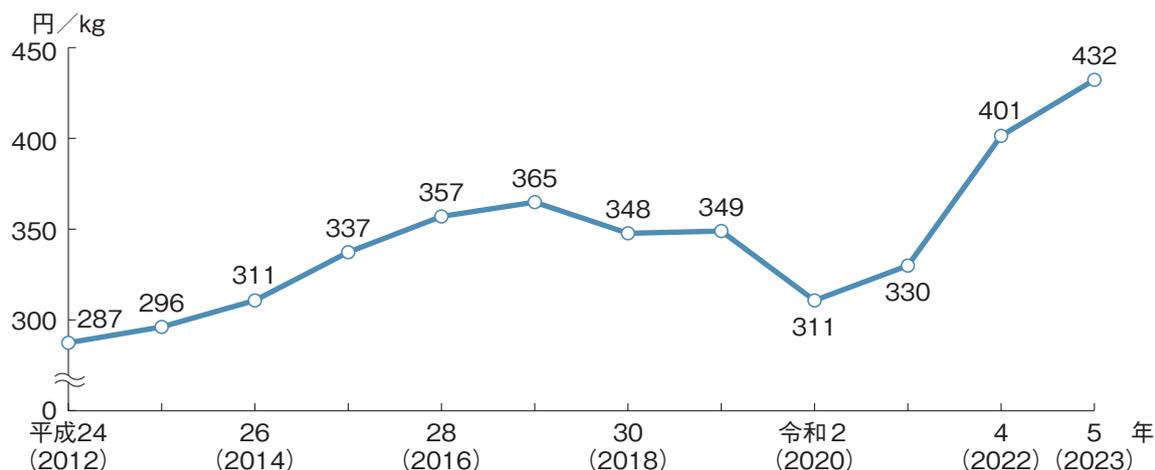
図表2-4 主な魚種の漁獲量と主要産地における価格の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（漁獲量）及び「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年）並びに水産庁「水産物流通調査」（平成22（2010）～令和6（2024）年）（単価）に基づき水産庁で作成
 注：単価は、平成20（2008）年は42漁港、平成21（2009）年は184漁港、平成22（2010）及び28（2016）年は208漁港、平成23（2011）、26（2014）及び29（2017）年は210漁港、平成24（2012）～25（2013）年は211漁港、平成27（2015）及び30（2018）～令和2（2020）年は209漁港、令和3（2021）～5（2023）年は147漁港、令和6（2024）年は48漁港の平均価格。

漁業及び養殖業の近年の平均産地価格は、上昇傾向から平成29（2017）年以降は下降傾向となったものの、令和3（2021）年から回復基調にあり、令和5（2023）年は前年から31円/kg上昇し432円/kgとなりました(図表2-5)。

図表2-5 漁業・養殖業の平均産地価格の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び「漁業産出額」に基づき水産庁で作成
 注：漁業・養殖業の産出額（捕鯨業を除く）を生産量で除して求めた。

イ 漁船漁業の経営状況

〈沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得は219万円〉

令和5（2023）年の沿岸漁船漁業^{*1}を営む個人経営体の漁労所得は、前年から33万円減少し、219万円となりました（図表2-6）。これは、漁労収入が減少したこと等のためです。

なお、水産加工業や民宿の経営といった漁労外事業所得は、前年から3万円減少して23万円となり、漁労所得にこれを加えた事業所得は242万円となりました。

*1 船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業。沿岸地域で、主に日帰りで行う漁業であり、一例としては、イワシ類、イカナゴ等を漁獲する船びき網漁業、マグロ類を漁獲するひき縄釣り漁業。



図表2-6 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況の推移

(単位：千円)

	平成25 (2013)	30 (2018)	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年 (2023)
事業所得	2,411	2,315	2,304	2,168	2,778	2,418
漁労所得	2,224	2,082	2,068	1,964	2,522	2,191
漁労収入	6,284	6,012	6,065	6,235	7,138	6,848
制度受取金(漁業)	329	218	944	823	1,166	593
漁労支出	4,060 (100.0)	3,930 (100.0)	3,997 (100.0)	4,271 (100.0)	4,616 (100.0)	4,656 (100.0)
雇用労賃	503 (12.4)	557 (14.2)	499 (12.5)	531 (12.4)	608 (13.2)	600 (12.9)
漁船・漁具費	299 (7.4)	298 (7.6)	345 (8.6)	339 (7.9)	373 (8.1)	356 (7.6)
修繕費	302 (7.4)	350 (8.9)	355 (8.9)	397 (9.3)	434 (9.4)	459 (9.9)
油費	820 (20.2)	675 (17.2)	575 (14.4)	668 (15.6)	748 (16.2)	733 (15.8)
販売手数料	375 (9.2)	382 (9.7)	365 (9.1)	375 (8.8)	442 (9.6)	464 (10.0)
減価償却費	576 (14.2)	541 (13.8)	645 (16.1)	678 (15.9)	676 (14.6)	695 (14.9)
その他	1,186 (29.2)	1,127 (28.7)	1,213 (30.3)	1,282 (30.0)	1,335 (28.9)	1,348 (29.0)
漁労外事業所得	187	233	236	204	256	226

資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注：1) 「漁業経営統計調査報告」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を用いる経営体数で加重平均した。()内は漁労支出の構成割合(%)。

2) 「漁労外事業所得」とは、漁労外事業収入から漁労外事業支出を差し引いたものである。漁労外事業収入は、漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁労外事業支出はこれらに係る経費である。

3) 令和2(2020)年以前は、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。

4) 漁家の所得には、事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。

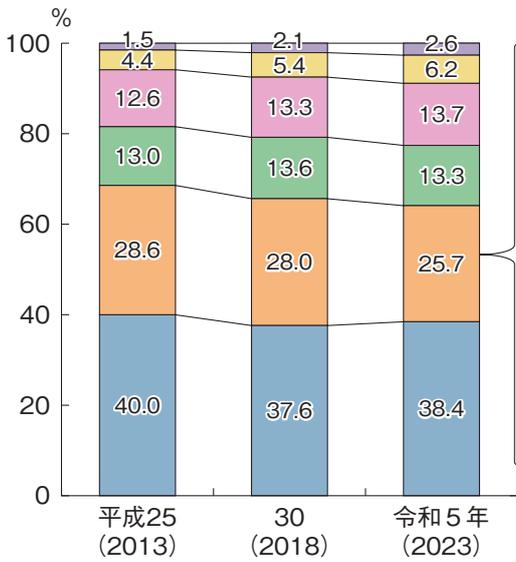
沿岸漁船漁業を営む個人経営体には、数億円規模の売上があるものから、ほとんど販売を行わず自給的に漁業に従事するものまで、様々な規模の経営体が含まれます。令和5(2023)年における沿岸漁船漁業を営む個人経営体の販売金額を見てみると、300万円未満の経営体が全体の約6割を占めていますが、このような零細な経営体の割合は、減少傾向にあります(図表2-7)。

令和5(2023)年の販売金額を年齢階層別に見てみると、販売金額300万円未満の割合は64歳以下の階層より65歳以上の階層で多く、65歳以上の階層では販売金額300万円未満が6割以上、75歳以上の階層では販売金額100万円未満が5割以上を占めています(図表2-8)。

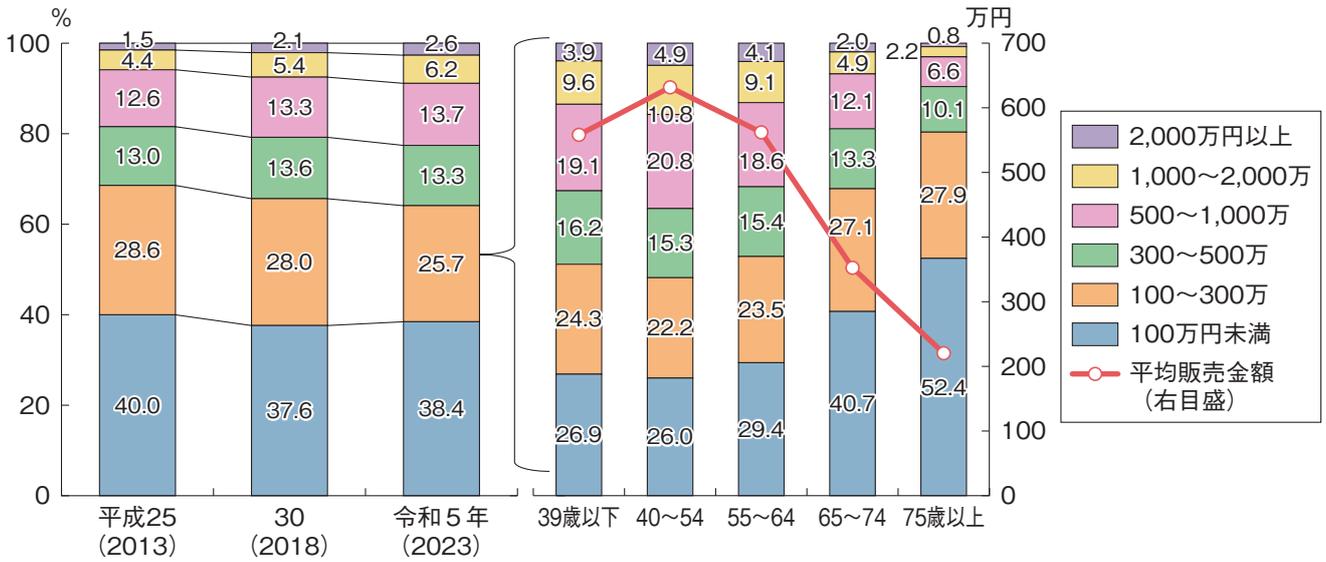
また、全ての漁船漁業を営む個人経営体のうち、令和5(2023)年の基幹的漁業従事者^{*1}が65歳未満の経営体の漁労所得は703万円となっています(図表2-9)。

*1 個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者。

図表2-7 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の販売金額規模別の内訳



図表2-8 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の基幹的漁業従事者の年齢階層別の販売金額規模別の内訳及び推計平均販売金額（令和5（2023）年）



資料：農林水産省「漁業センサス」に基づき水産庁で作成
注：沿岸漁船漁業とは、船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業。

資料：農林水産省「2023年漁業センサス」（組替集計）に基づき水産庁で作成
注：沿岸漁船漁業とは、船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業。

図表2-9 基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の経営状況の推移

(単位：千円)

	平成25 (2013)	30 (2018)	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年 (2023)
事業所得	6,957	6,153	4,725	4,308	6,005	7,500
漁業所得	6,623	5,447	4,220	3,861	5,428	7,026
漁業収入	35,358	25,637	22,233	22,302	22,893	24,960
制度受取金（漁業）	3,897	937	2,193	2,560	2,345	1,774
漁業支出	28,735 (100.0)	20,190 (100.0)	18,014 (100.0)	18,442 (100.0)	17,466 (100.0)	17,934 (100.0)
雇用労賃	8,545 (29.7)	6,303 (31.2)	4,527 (25.1)	4,792 (26.0)	5,038 (28.8)	4,998 (27.9)
漁船・漁具費	1,453 (5.1)	1,074 (5.3)	1,419 (7.9)	1,462 (7.9)	1,002 (5.7)	1,066 (5.9)
修繕費	2,252 (7.8)	1,530 (7.6)	1,526 (8.5)	1,404 (7.6)	1,200 (6.9)	1,227 (6.8)
油費	5,459 (19.0)	3,644 (18.1)	2,757 (15.3)	3,139 (17.0)	2,882 (16.5)	3,031 (16.9)
販売手数料	1,782 (6.2)	1,245 (6.2)	1,189 (6.6)	1,176 (6.4)	1,232 (7.1)	1,357 (7.6)
減価償却費	2,757 (9.6)	1,512 (7.5)	2,171 (12.1)	1,907 (10.3)	1,858 (10.6)	1,993 (11.1)
その他	6,487 (22.6)	4,880 (24.2)	4,425 (24.6)	4,562 (24.7)	4,253 (24.4)	4,263 (23.8)
漁業外事業所得	334	705	505	447	577	474

資料：農林水産省「漁業経営統計調査」（組替集計）及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

- 注：1) 「漁業経営統計調査」（組替集計）の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の年齢階層ごとの経営体数で加重平均した。（ ）内は漁業支出の構成割合（%）。
2) 「漁業外事業所得」とは、漁業外事業収入から漁業外事業支出を差し引いたものである。漁業外事業収入は、漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁業外事業支出はこれらに係る経費である。
3) 令和2（2020）年以前は、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。
4) 漁家の所得には、事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。



〈漁船漁業を営む会社経営体の営業利益は1,104万円〉

漁船漁業を営む会社経営体では、漁労利益の赤字が続いていますが、令和5（2023）年度には、漁労利益の赤字幅は前年度から1,550万円減少して3,274万円となりました（図表2-10）。これは、油費等の漁労支出が3,854万円増加した一方、漁獲物の価格上昇等で漁労収入が5,404万円増加したことによります。

また、漁労外利益は、令和5（2023）年度には、前年度から174万円減少して4,377万円となりましたが、漁労利益と漁労外利益を合わせた営業利益は1,104万円となり、4年ぶりに営業利益が黒字となりました。

図表2-10 漁船漁業を営む会社経営体の経営状況の推移

（単位：千円）

	平成25 (2013)	30 (2018)	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年度 (2023)
営業利益	△9,177	2,817	△9,584	△11,581	△2,725	11,038
漁労利益	△18,604	△27,666	△42,117	△56,115	△48,235	△32,736
漁労収入（漁労売上高）	281,446	331,956	292,934	273,225	300,006	354,046
漁労支出	300,050 (100.0)	359,622 (100.0)	335,051 (100.0)	329,340 (100.0)	348,241 (100.0)	386,782 (100.0)
雇用労賃（労務費）	89,355 (29.8)	111,054 (30.9)	102,874 (30.7)	101,491 (30.8)	102,382 (29.4)	115,024 (29.7)
漁船・漁具費	13,778 (4.6)	21,398 (6.0)	17,146 (5.1)	16,994 (5.2)	15,517 (4.5)	18,445 (4.8)
油費	61,745 (20.6)	54,639 (15.2)	46,433 (13.9)	45,402 (13.8)	55,608 (16.0)	62,661 (16.2)
修繕費	22,307 (7.4)	30,556 (8.5)	30,250 (9.0)	31,914 (9.7)	31,818 (9.1)	36,900 (9.5)
減価償却費	26,570 (8.9)	33,813 (9.4)	38,644 (11.5)	36,080 (11.0)	42,079 (12.1)	39,151 (10.1)
販売手数料	11,889 (4.0)	14,011 (3.9)	13,497 (4.0)	12,468 (3.8)	12,622 (3.6)	15,320 (4.0)
その他	74,406 (24.8)	94,151 (26.2)	86,207 (25.7)	84,991 (25.8)	88,215 (25.3)	99,281 (25.7)
漁労外利益	9,427	30,483	32,533	44,534	45,510	43,774
制度受取金（漁業）	—	—	22,191	28,002	34,850	30,837
経常利益	1,698	13,206	3,929	7,611	22,072	33,109

資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」に基づき水産庁で作成

注：1）（ ）内は漁労支出の構成割合（％）。

2）「漁労支出」とは、「漁労売上原価」と「漁労販売費及び一般管理費」の合計値である。

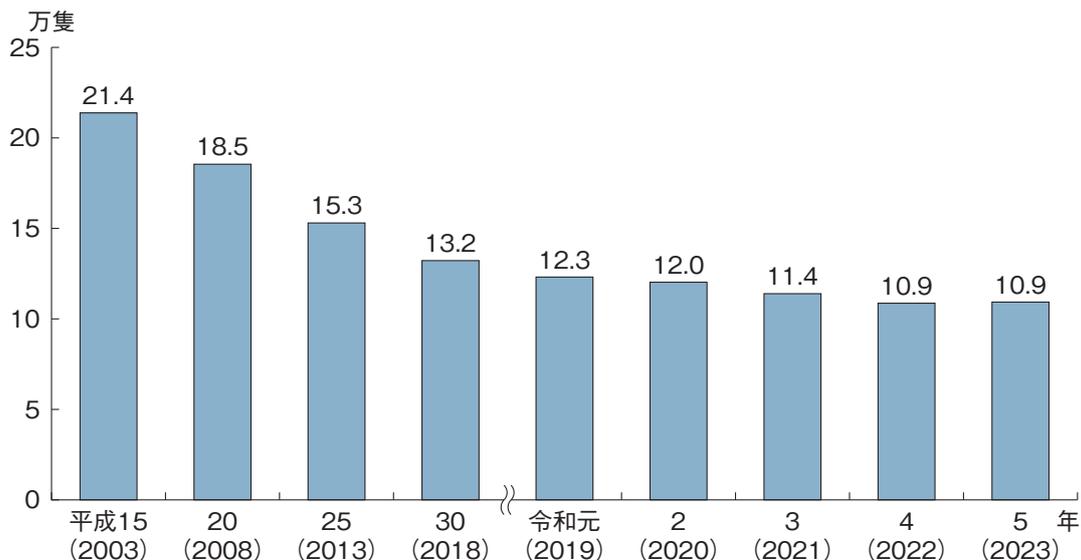
〈10トン未満の漁船では船齢20年以上の船が全体の8割以上〉

我が国の漁業で使用される漁船について、漁船隻数は減少傾向にあり、令和5（2023）年は平成30（2018）年から約2万隻減少し、10万9,283隻となっています（図表2-11）。

また、我が国の漁業で使用される漁船については、引き続き高船齢化が進んでいます。令和7（2025）年に大臣許可漁業の許可を受けている漁船では、船齢20年以上の船が全体の約6割、30年以上の船が全体の約3割を占めています（図表2-12）。また、令和5（2023）年度に漁船保険に加入していた10トン未満の漁船では、船齢20年以上の船が全体の8割以上を、30年以上の船が全体の約6割を占めています（図表2-13）。

漁船は漁業の基幹的な生産設備ですが、高船齢化が進んで設備の能力が低下すると操業の効率を低下させ、漁業の収益性を悪化させるおそれがあります。そのため、水産庁では、収益性向上に必要な漁船等のリース方式での導入に対して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）により支援を行うとともに、高性能漁船の導入等により収益性の高い操業体制への転換を目指すモデル的な取組等に対して、漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業事業）により支援を行っています。

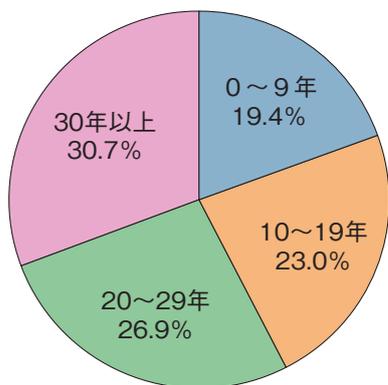
図表2-11 漁船の隻数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」(平成15 (2003)、20 (2008)、25 (2013)、30 (2018) 及び令和5 (2023) 年) 及び「漁業構造動態調査」(令和元 (2019) ~4 (2022) 年)

注：漁船とは、調査日 (各年11月1日) 時点で保有しており、過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したもの (をいい、主船のほか付属船 (まき網における灯船、魚群探索船、網船等) を含む。

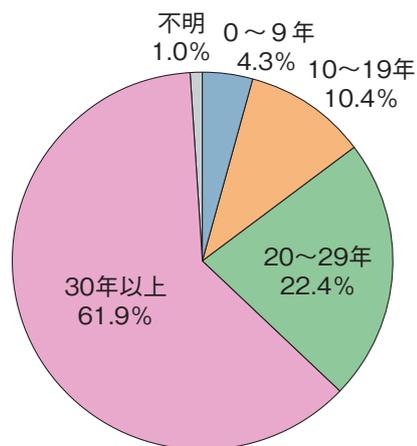
図表2-12 大臣許可漁業許可船の船齢の割合



資料：水産庁調べ (令和7 (2025) 年)

注：1) 大中型まき網漁業については、魚探船、火船及び運搬船を含む。
2) 1月1日時点。

図表2-13 10トン未満の漁船の船齢の割合



資料：日本漁船保険組合調べに基づき水産庁で作成 (令和5 (2023) 年度)

〈燃油価格は高値水準で、かつ、不安定な動き〉

油費の漁労支出に占める割合は、直近5か年の平均で、沿岸漁船漁業を営む個人経営体及び漁船漁業を営む会社経営体で約16%を占めており、燃油の価格動向は、漁業経営に大きな影響を与えます。燃油価格は、近年、新興国における需要の拡大、産油国合意に基づく産出量の増減、為替相場の変動等様々な要因により大きく変動する中、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞からの回復等による影響やロシア・ウクライナ情勢による影響等もあり高値水準で、かつ、不安定な動きを見せています (図表2-14)。

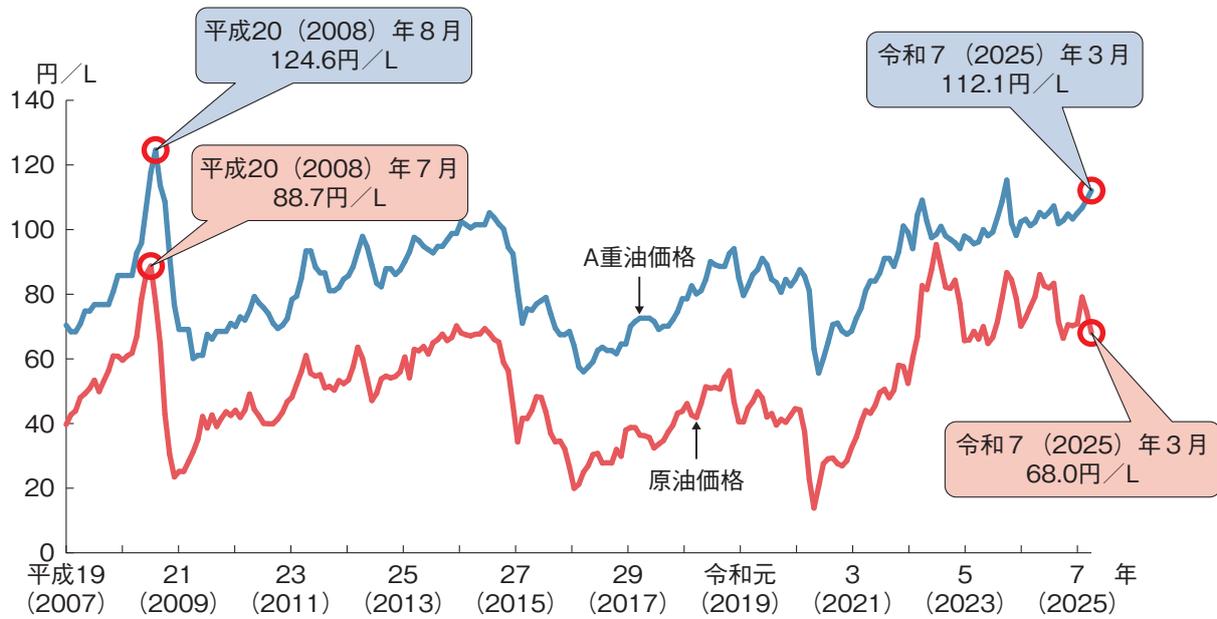
燃油価格の高騰に対し、水産庁は、燃油価格が変動しやすいこと及び漁業経営に与える影響が大きいことを踏まえ、漁業者と国があらかじめ積立てを行い、燃油価格が一定の基準以



上に上昇した際に積立金から補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業及び漁業者への省エネルギー機器の導入支援により、燃油価格高騰の際の漁業経営への影響の緩和を図っています。

令和6（2024）年12月には、基金への国費の積み増しを行うため、令和6（2024）年度補正予算において、漁業経営セーフティーネット構築事業に321億円を措置しました。

図表2-14 燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

ウ 養殖業の経営状況

〈海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は1,533万円〉

海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得について、令和5（2023）年は、前年から471万円増加して1,533万円となりました（図表2-15）。これは、ほたてがい養殖業をはじめとする漁労収入が増加したこと等により漁労収入が647万円増加したためです。

図表2-15 海面養殖業経営体（個人経営体）の経営状況の推移

(単位：千円)

	平成25 (2013)	30 (2018)	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年 (2023)
事業所得	5,980	9,218	8,070	8,537	10,787	15,476
漁業所得	5,790	8,826	7,863	8,336	10,616	15,329
漁業収入	24,048	33,702	33,485	35,142	40,299	46,770
制度受取金（漁業）	732	1,195	2,594	3,376	2,198	2,217
漁業支出	18,258 (100.0)	24,875 (100.0)	25,622 (100.0)	26,806 (100.0)	29,683 (100.0)	31,442 (100.0)
雇用労賃	2,793 (15.3)	3,331 (13.4)	3,741 (14.6)	3,860 (14.4)	3,818 (12.9)	4,400 (14.0)
漁船・漁具費	879 (4.8)	986 (4.0)	1,055 (4.1)	1,276 (4.8)	1,395 (4.7)	1,818 (5.8)
修繕費	924 (5.1)	1,552 (6.2)	1,620 (6.3)	1,661 (6.2)	1,870 (6.3)	2,139 (6.8)
油費	1,240 (6.8)	1,317 (5.3)	1,253 (4.9)	1,472 (5.5)	1,754 (5.9)	1,788 (5.7)
餌代	3,695 (20.2)	4,750 (19.1)	5,448 (21.3)	4,863 (18.1)	5,087 (17.1)	6,232 (19.8)
種苗代	1,191 (6.5)	1,505 (6.0)	1,237 (4.8)	1,027 (3.8)	1,379 (4.6)	1,323 (4.2)
販売手数料	691 (3.8)	1,157 (4.7)	1,079 (4.2)	1,357 (5.1)	1,708 (5.8)	1,972 (6.3)
減価償却費	2,019 (11.1)	2,874 (11.6)	3,395 (13.3)	3,645 (13.6)	3,815 (12.9)	3,975 (12.6)
その他	4,826 (26.4)	7,403 (29.8)	6,795 (26.5)	7,643 (28.5)	8,857 (29.8)	7,793 (24.8)
漁業外事業所得	190	392	207	201	171	147

資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

- 注：1) 「漁業経営統計調査報告」の個人経営体調査の結果を基に、「漁業センサス」の養殖種類ごとの経営体数で加重平均した。()内は漁業支出の構成割合(%)。
- 2) 「漁業外事業所得」とは、漁業外事業収入から漁業外事業支出を差し引いたものである。漁業外事業収入は、漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁業外事業支出はこれらに係る経費である。
- 3) 漁家の所得には、事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。
- 4) 平成28(2016)年調査において、調査体系の見直しが行われたため、平成28(2016)年以降海面養殖業漁家からわかめ類養殖業と真珠養殖業が除かれている。

〈養殖用配合飼料価格の高騰〉

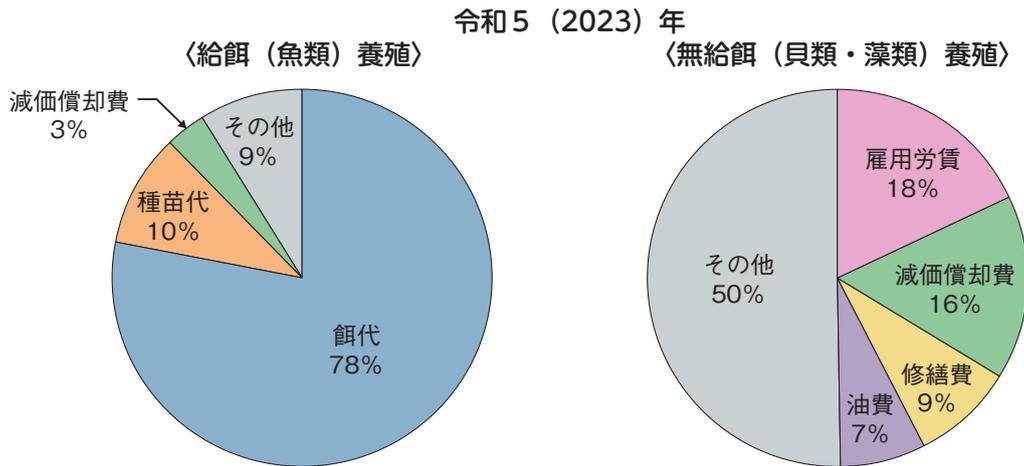
魚類養殖における餌代はコストの約8割を占めており、養殖用配合飼料の価格動向は、給餌養殖業の経営を大きく左右します(図表2-16)。配合飼料の主原料である魚粉は、輸入に大きく依存しており、最大の魚粉生産国であるペルーにおけるペルーカタクチイワシ(アンチョベータ)の不漁や為替相場の変動等により価格は大きく変動してきました。近年では、世界における魚粉需要の拡大に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞からの回復等による影響やロシア・ウクライナ情勢による影響等もあり、輸入価格は上昇傾向で推移しています(図表2-17)。

このため、高効率な低魚粉養殖用配合飼料の開発や、配合飼料原料の多様化及び国産化、高成長系統の作出を目指す育種技術の開発等の取組を推進しています。例えば、低魚粉養殖用配合飼料については、昆虫や単細胞生物(水素細菌)が魚粉代替原料となり得る研究成果が得られたところです。また、配合飼料価格が一定の基準以上に上昇した際に、漁業者と国による積立金から補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業により、配合飼料価格高騰による養殖業経営への影響の緩和を図っています。

令和6(2024)年12月には、基金への国費の積み増しを行うため、令和6(2024)年度補正予算において、漁業経営セーフティーネット構築事業に321億円を措置しました。



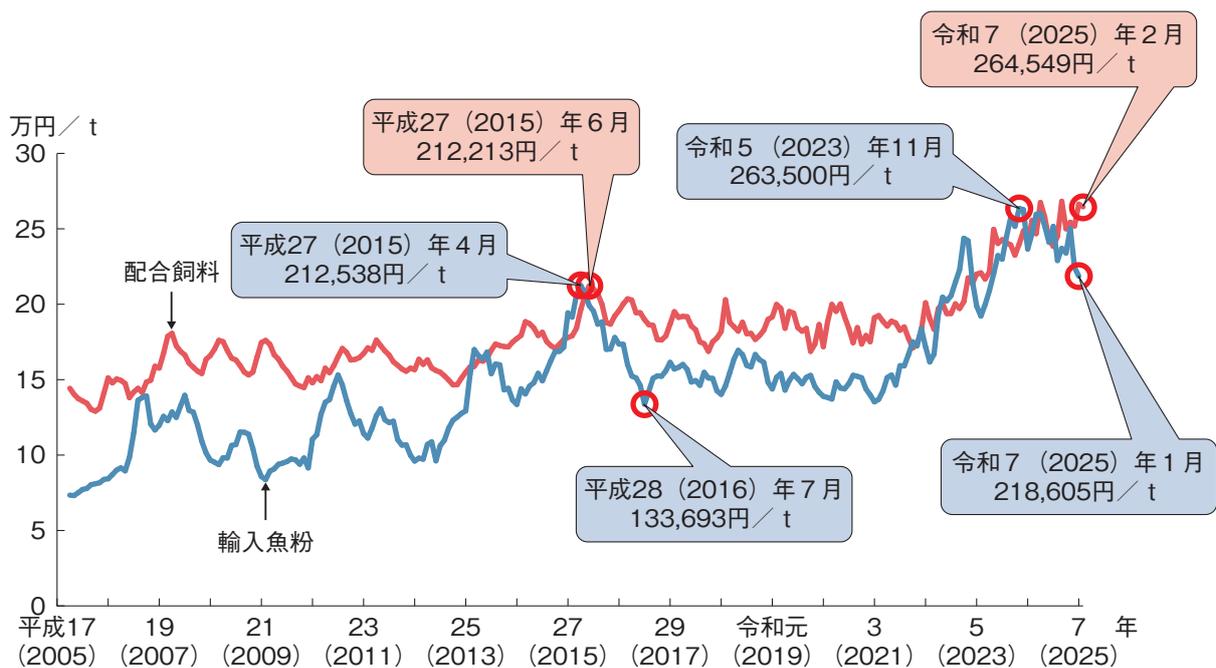
図表2-16 海面養殖業における漁労支出の構造



資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」（令和5（2023）年）及び「漁業センサス」（令和5（2023）年）に基づき水産庁で作成

注：「漁業経営統計調査報告」の個人経営体の養殖業（給餌養殖はぶり類養殖業及びまだい養殖業、無給餌養殖ははたてがい養殖業、かき類養殖業及びのり類養殖業）の結果を基に、「漁業センサス」の経営体数で加重平均した。

図表2-17 配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



資料：財務省「貿易統計」（魚粉）、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ（配合飼料、平成25（2013）年6月以前）及び水産庁調べ（配合飼料、平成25（2013）年7月以降）

〈養殖業の成長産業化を推進〉

世界の人口は今後も増加傾向であり、世界における1人当たりの食用魚介類の消費量は過去半世紀で約2倍に増加する一方、世界における漁船漁業による漁獲量は横ばい傾向となっています。また、我が国においても水産資源の漁獲が不安定な中、魚食を好む国民が安定して水産物を楽しむためにも、計画的で安定的に生産できる養殖に対する期待は高く、国の内外を問わない関心の高まりから養殖業を成長させる好機を迎えています。このため、水産庁

では、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組むこととし、令和2（2020）年7月に「養殖業成長産業化総合戦略」を制定しました。同戦略では、生産中心のプロダクトアウト型から、生産から販売・輸出に至る関係者が連携し需要実態を強く意識できるマーケットイン型養殖業への転換を推進していくため、生産技術や生産サイクルを土台にし、餌・種苗等、加工、流通、販売、物流等の各段階が連携・連結しながら、それぞれの強みを活かし、弱みを補い合って、養殖のバリューチェーンの付加価値を向上させていくことが重要であり、現場の取組実例を参考に、1）生産者協業（複数の比較的小規模な養殖業者の連携）、2）産地事業者協業（養殖業者と漁協や産地の餌供給・加工・流通業者との連携）、3）生産者型企业（養殖業者からの事業承継や新規漁場の使用等により規模を拡大する地元養殖企業）、4）一社統合企業（養殖バリューチェーンの全部又は大部分を1社で行う企業）、5）流通型企业（養殖業者の参画を得るなどし、養殖から販売まで行う流通や販売を本業とする企業）の五つの基本的な経営体の例が示されています。

同戦略を着実に実行していくため、大規模沖合養殖システムの導入等の収益性向上のための実証の取組や、規模の大小を問わずマーケットイン型養殖業を実現するための資材・機材等の導入等の支援を行っています。

エ 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

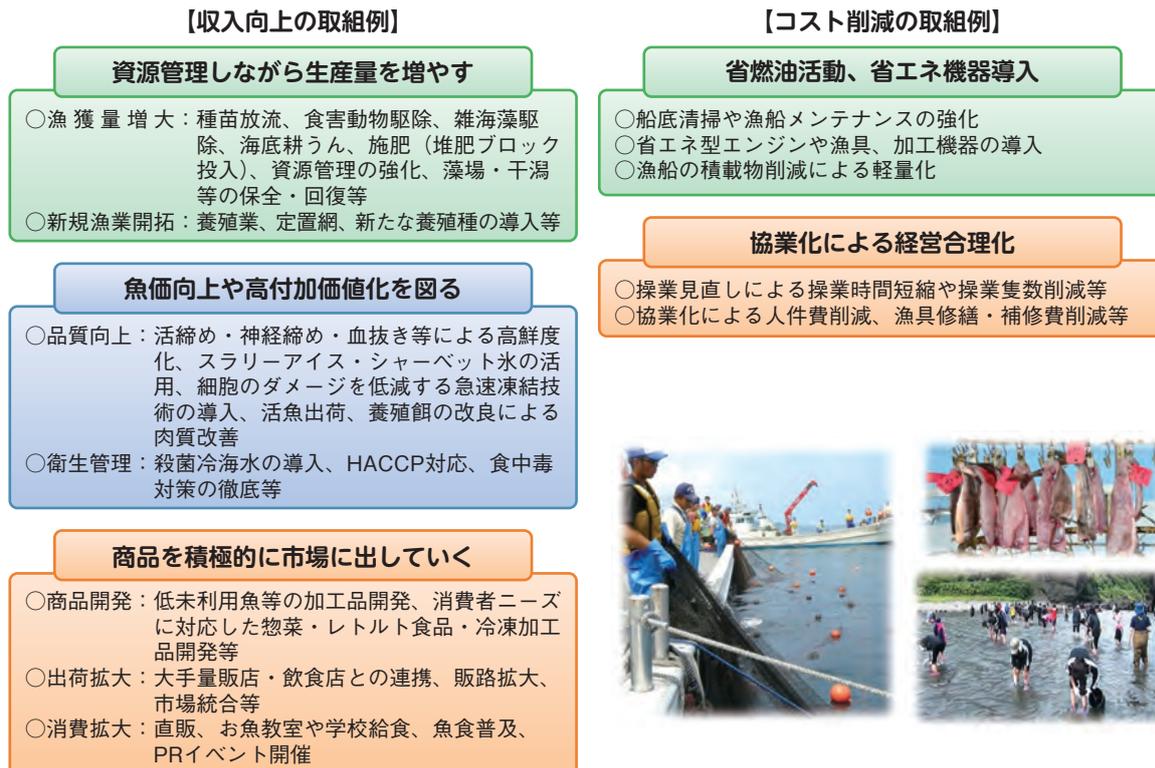
〈全国で563地区が浜の活力再生プランの取組を実施〉

多様な漁法により多様な魚介類を対象とした漁業が営まれている我が国では、漁業の振興のための課題は地域や経営体によって様々です。このため、各地域や経営体が抱える課題に適切に対応していくためには、トップダウンによる画一的な方策によるのではなく、地域の漁業者自らが地域ごとの実情に即した具体的な解決策を考えて合意形成を図っていくことが必要です。このため、水産庁では、平成25（2013）年度より、漁村地域の活性化を図る方策として、各漁村地域の漁業者の所得を5年間で10%以上向上させることを目標に、地域の漁業や漁村の課題を漁業者自らが地方公共団体等と共に考え、地域ごとに解決策を取りまとめて実施する「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」といいます。）を推進しています。水産庁の承認を受けた浜プランに盛り込まれた浜の取組は、関連施策の実施の際に優先的に採択されるなど、目標の達成に向けた支援が集中して行われる仕組みとなっています。

令和6（2024）年度末時点で、全国で563地区の浜プランが、水産庁の承認を受け各取組を実施しており、その内容は、地域ブランドの確立や消費者ニーズに沿った加工品の開発等により付加価値の向上を図るもの、輸出体制の強化を図るもの、観光連携を強化するもの等、各地域の強みや課題により多様なものとなっています（図表2-18）。



図表2-18 浜の活力再生プランの取組内容の例



これまでの浜プランの取組状況を見てみると、令和5（2023）年度に浜プランを実施した地区のうち、54%の地区は所得目標を上回りました。所得の増減の背景は地区ごとに様々ですが、効果があった取組として、活締め等による魚価向上に向けた取組や、種苗放流等の販売量向上に向けた取組等が挙げられます。一方で、効果が認められなかった取組については、その要因として海水温の上昇等の海洋環境の変化による生産量の減少や、燃油価格や資材価格の高騰等が挙げられます。

また、平成27（2015）年度からは、より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」といいます。）も推進しています。広域浜プランには、浜プランに取り組む地域を含む複数の地域が連携し、それぞれの地域が有する産地市場、加工・冷凍施設等の集約・再整備や施設の再編に伴って空いた漁港内の水面を増養殖や蓄養向けに転換する浜の機能再編の取組、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者が、競争力強化を実践するために必要な漁船をリース方式により円滑に導入する取組等が盛り込まれ、これらの取組に対し支援を行っています。令和6（2024）年度末までに、全国で148件の広域浜プランが策定・実施されています。

今後とも、これら浜プラン・広域浜プランの枠組みに基づき、各地域の漁業者が自律的・主体的にそれぞれの課題に取り組むことにより、漁業者の所得の向上や漁村の活性化につながることを期待されます。



浜の活力を取り戻そう(水産庁)：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html>

【事例】地域ごとの実情に即した浜の活力再生プラン（福井県）

高浜地区地域水産業再生委員会

福井県高浜地区では、大型・小型定置漁業、刺網・延縄漁業、採貝藻及び養殖等が営まれています。同地域では、若狭高浜漁協、高浜魚商組合、高浜町、福井県漁業協同組合連合会小浜支所及び福井県で構成される地域水産業再生委員会が、平成26（2014）年度から浜プランを策定し、漁業者の所得向上を目指した取組を実施しています。

同地区では、温暖化等の海洋環境の変化により、利用価値の低いサゴシ、ツバス、エソ、シイラ等の漁獲割合が増加し、これらの魚種の有効利用が課題となっていました。そこで、低利用魚種の買取り先として地域商社が加工場を運営し、漁協女性部等との協力により「食べやすさ」をコンセプトに新商品を開発しました。くわえて、漁港や市場周辺で地域商社と連携した直売イベントやEC*サイトでの販売、地元住民や観光客への調理販売を実施し、6次産業化による付加価値向上を図っています。

また、高浜町全体でコンパクトシティ構想に基づく都市整備を進める中で、地域の主要産業である水産業や漁港の再整備に伴い、魚の高付加価値化や販売量増加に向けて、漁業者、加工業者、販売業者等が多様な事業に連携して取り組んでいます。漁港と隣接した立地を活かしたエリアを「たらふく市場」と称し、衛生管理機能を持ちセリ見学もできる市場や6次産業施設「UMIKARA」を核とした観光と連携したビジネスを展開し、直販施設に活魚水槽を備え、購入した活魚を食堂で食べられるレストラン事業のほか、昼市や海釣り体験等にも取り組み、海の文化と恵みを丸ごと体感できる仕組みを確立しています。

これらの6次産業化や観光との連携を通じた取組は、地元水産物の魚価向上や販路拡大のみならず、地域の魅力や知名度の向上にも大きく寄与し、漁業者の所得向上及び地域活性化を実現しています。

なお、本取組は、「令和6年度浜の活力再生プラン優良事例表彰」において、農林水産大臣賞を受賞しています。

* Electronic Commerce：電子商取引。



商品開発した串製品（上）と
地域商社運営の加工場（下）



シーフードマーケット「UMIKARA」



うみから食堂の
地魚メニュー



昼市の様子



(3) 漁業の就業者をめぐる動向



ア 漁業就業者の動向

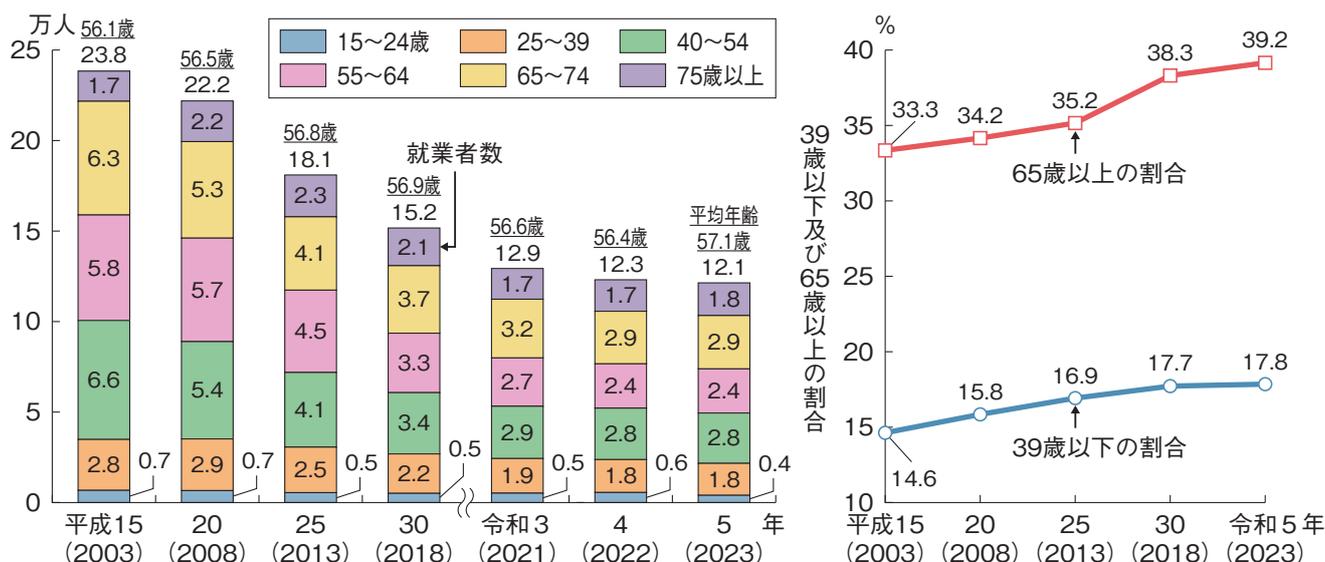
〈漁業就業者数は12万1,389人〉

我が国の漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、令和5（2023）年の我が国の漁業就業者数は、前年から1.4%減少し、12万1,389人となっています（図表2-19）。漁業就業者全体に占める割合を見ると、65歳以上と39歳以下で、それぞれ増加傾向となっています。

漁業就業者数の総数が減少する中で、近年の新規漁業就業者数はおおむね2千人程度で推移していましたが、令和5（2023）年度は1,733人となり、前年度の1,691人から2.5%増加しました（図表2-20）。新規漁業就業者数のうち、39歳以下の割合は約7割で推移し若い世代の参入が多く占める傾向が続いています。

新規漁業就業者数について就業形態別に見ると、雇用就業者数は令和5（2023）年度が1,150人であり、前年度の965人に比べ19%増加しました。他方、独立・自営を目指す新規就業者は令和5（2023）年度が576人であり、前年度の718人に比べ20%減少しました。

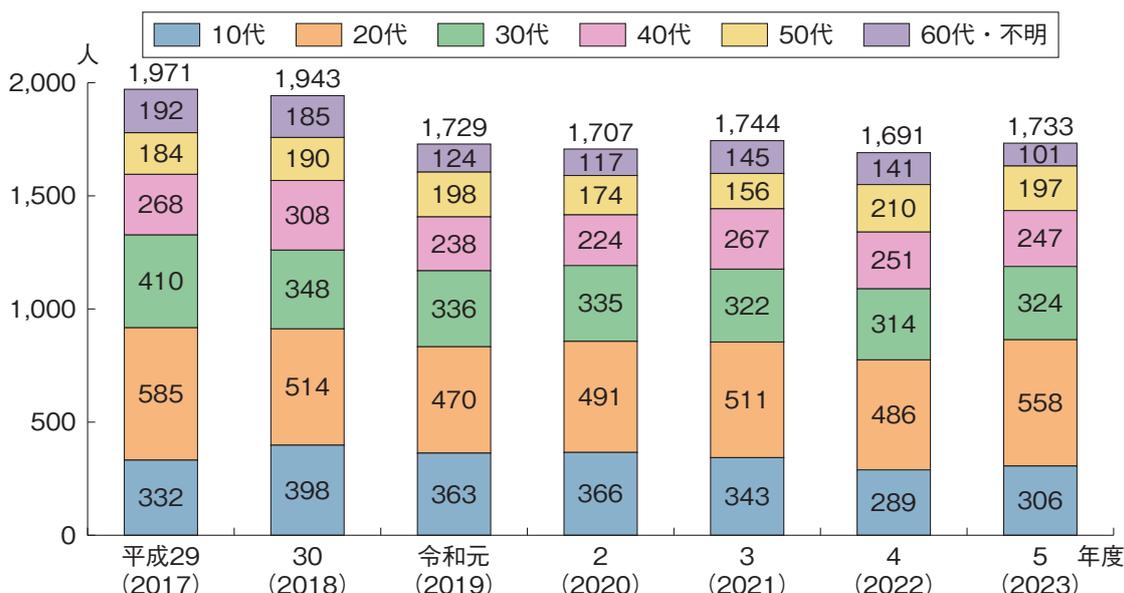
図表2-19 漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和3（2021）及び4（2022）年）

- 注：1) 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 2) 平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。
 3) 平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

図表2-20 新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

イ 新規漁業就業者の確保に向けた取組

〈新規就業者の段階に応じた支援を実施〉

我が国の漁業経営体の大宗を占めるのは、家族を中心に漁業を営む漁家であり、このような漁家の後継者の主体となってきたのは漁家で生まれ育った子弟です。しかしながら、近年、収入に対する不安、生活や仕事に対する価値観の多様化により、漁家の子弟が必ずしも漁業に就業するとは限らなくなっています。他方、新規漁業就業者のうち、他の産業から新たに漁業就業する人はおおむね7割^{*1}を占めており、就業先・転職先として漁業に関心を持つ都市出身者も少なくありません。こうした潜在的な就業希望者を後継者不足に悩む漁業経営体や地域とつなぎ、意欲のある漁業者を確保し担い手として育成していくことは、水産物の安定供給のみならず、水産業・漁村の多面的機能の発揮や地域の活性化の観点からも重要です。

このような状況を踏まえ、水産庁では、漁業経験ゼロからでも漁業に就業・定着できるように、全国各地での漁業就業相談会の開催やインターンシップの受入れを支援するとともに、漁業学校^{*2}で学ぶ者に対する資金の交付、漁業就業後の漁業現場でのOJT^{*3}方式での長期研修を支援するなど、新規就業者の段階に応じた支援を行っています（図表2-21）。さらに、国の支援に加えて、地方公共団体においても地域の実情に応じた各種支援が行われるなど、新規漁業就業者の確保に向けた取組が進められています。

*1 都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計。

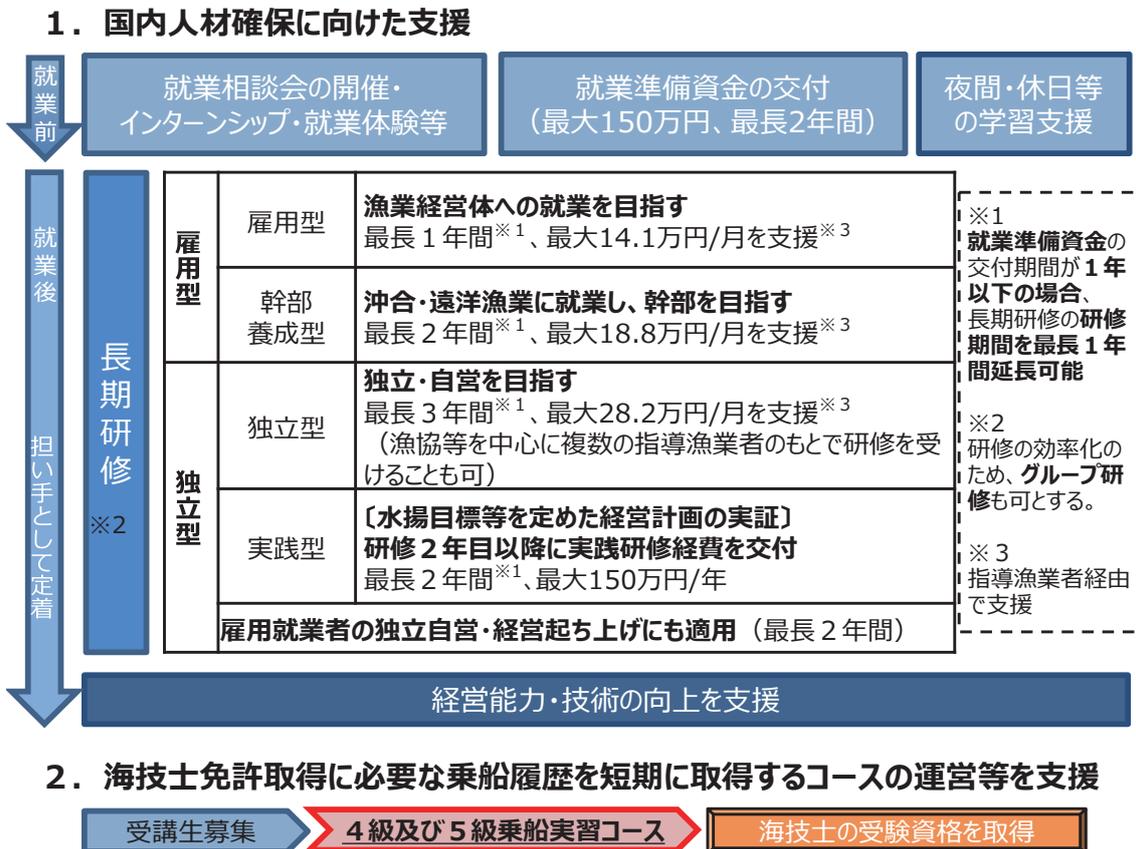
*2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づかない教育機関であり、漁業に特化したカリキュラムを組み、水産高校や水産系大学よりも短期間で即戦力となる漁業者を育成する学校。

*3 On-the-Job Training：日常の業務を通じて必要な知識・技能を身に付けさせ、生産技術について学ばせる職業訓練。



漁業就労の情報提供ウェブサイト「漁師.jp」(一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター):
<https://ryoushi.jp/>

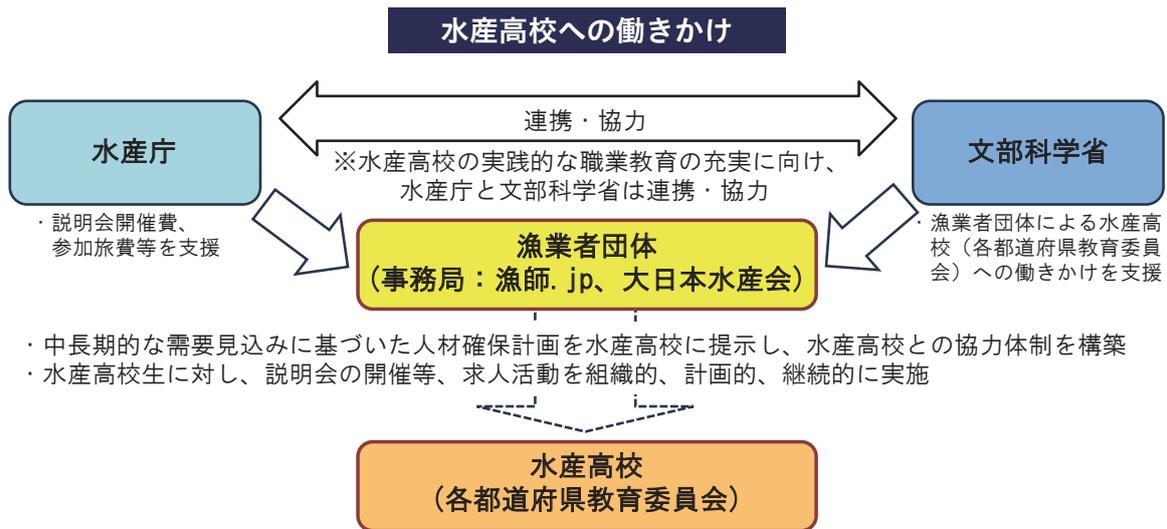
図表2-21 国内人材確保及び海技資格取得に関する国の支援事業



〈水産高校生に対する漁業就業への働きかけ〉

漁業就業者の減少と高齢化が進行する中、他産業並みに年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図るため、若者に漁業就業の魅力を伝え、就業に結び付けることが重要です。特に、漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校生を対象とした「漁業ガイダンス」を実施し、漁業者が水産高校に出向き、少人数のブース形式で生徒に対して漁業とその魅力等を説明しています。漁業ガイダンス開始以降、令和5(2023)年度までの7年間で、延べ127回、4,154人の生徒が参加しています(図表2-22)。

図表2-22 漁業ガイダンスの概要と開催実績



漁業ガイダンスの開催実績

実績（延べ）	平成29(2017)	30(2018)	令和元(2019)	2(2020)	3(2021)	4(2022)	5(2023)年度
実施校数（校）	16	24	21	5	12	12	14
実施回数（回）	20	31	24	6	14	15	17
参加生徒数（人）	614	1,426	874	151	349	355	385

注：令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により開催回数を制限した。



漁業ガイダンスの様子

【事例】 漁業ガイダンス～漁師の仕事！船と漁業を知る授業@焼津～（静岡県）

令和6（2024）年6月1日、焼津市で漁業ガイダンス「漁師の仕事！船と漁業を知る授業」が開催されました。

漁業ガイダンスは通常、水産高校の生徒に向けて講義形式で行われますが、今回は焼津水産高校からの要望もあり、同校だけでなく全国の水産高校の生徒たちに漁業への関心を高めてもらうため、実際の遠洋漁船の見学も合わせて企画されました。また、全国的に水産高校の入学者数が減少している現状を踏まえ、全国の中学生からも参加者を募り、水産高校の魅力伝えることも目的としました。

当日は全国の水産高校生・中学生、保護者、先生合わせて119人が参加し、焼津港にて、海外まき網漁船と遠洋まぐろはえ縄漁船の船内を見学しました。その後のガイダンスでは、海外まき



網漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、近海かつお一本釣り漁業、遠洋トロール漁業など12社からそれぞれの漁業に関する説明がありました。

今回の取組により、参加した生徒からは、実際に大型漁船の中で、高校を卒業してからまだ数年の年齢の近い乗組員から話を聞くことで、水産高校や漁業に対するイメージが大きく変わったという声が多数聞かれました。また、中学2年生の男子生徒からは「魚に興味があったけど、今日漁船に乗るまで漁師には全く興味がなかった。でも漁船に乗ったことで絶対に水産高校に入学し漁師になると決めました。そのために一生懸命勉強します。」という感想があがるなど、参加者に大きなインパクトを与えました。

また、参加した保護者にとって地域の基幹産業の魅力を肌で感じる機会となったほか、水産高校の先生からは、今回初めて漁業ガイダンスに参加したことで、自校でも漁業ガイダンスを行うことが有益と感じたという声もありました。この取組を他の地域でも展開し、水産高校の活性化と漁業の後継者確保育成に繋げていくことが期待されます。



焼津で行われた漁業ガイダンスの様子



焼津での漁業ガイダンスの参加者

【事例】水産高校における先進的な取組（新潟県）

新潟県糸魚川市いとがわに所在する新潟県立海洋高等学校は、明治31（1898）年に地元の尋常高等小学校で「水産」授業が開始されたことをきっかけに、現在に至るまで水産・海洋教育の拠点として役割を果たしています。また、同校は、今年度で29年目となるヒラメの種苗生産をはじめ、高大連携ではアカムツの種苗生産の技術開発にも着手するなど、新たなことに挑戦し、持続可能な漁業の推進に向け日々取り組んでいます。

近年、全国的にブランド養殖魚の開発が盛んに行われていることから、同校の資源科資源育成コースは、地域の特産物にできる独自性を持つブランド養殖魚を開発するため、地元のワイナリーで発生するブドウの「絞り粕」に着目し、付加価値の高い養殖ヒラメの飼料への活用を試みました。養殖ヒラメの飼料にブドウの絞り粕を利用するのは全国でも初めての試みです。

同校は、ブドウの絞り粕を自校で養殖しているヒラメの飼料と混ぜてブドウ粕飼料を作り、ブドウ粕飼料を与えて養殖したヒラメ（以下「ワインヒラメ」といいます。）と与えないヒラメに分けて実験しました。実験の結果、ブドウ粕飼料を与えた方がヒラメの食い付きはよく、与えないヒラメと比べ体重の増加が大きいほか、水槽内もワインヒラメの方は汚れがほとんどみられないなど水質環境の違いが判明しました。また、ワインヒラメの肉質は、ブドウ粕飼料を与えていないヒラメと比べ表面の血合いが鮮やかな赤ワイン色となっているなどの違いがあったほか、連携先である国立大学法人長岡技術科学大学及び新潟県農業総合研究所食品研究センターの協力を得て、魚肉の成分分析や鮮度測定を行ったところ、ポリフェノールの量やアミノ酸の量、鮮度を示す硬度はブドウ粕飼料を与えていないヒラメと比べ上回っていたことが判明しました。

くわえて、お造りの試食時に実施したアンケートの結果から、色調、におい、味、食感等で高評価を得られたこともあり、令和6(2024)年1月及び2月に地元の料理店へ出荷の運びとなりました。

本取組の成果は、社会貢献への期待と、地域への影響力を持つ内容であったという点が評価され、令和6(2024)年12月、第33回全国水産・海洋高等学校生徒研究発表大会にて最優秀賞を受賞しました。

また、同校は、ブドウ粕飼料について特許を出願し、研究成果を国際学術誌へ投稿しています。今後、ブドウ粕飼料は国内だけではなく、海外でも使用が予定されており、更なる展開が見込まれています。



生徒によるブドウの絞り粕の袋詰めの様子



ブドウ粕飼料

写真提供：新潟県立海洋高等学校

ウ 漁業における海技士の確保・育成

〈漁業における海技士の不足等に対し早期の資格取得の取組を支援〉

20トン以上の船舶で漁業を営む場合は、漁船の航行の安全性を確保するため、それぞれの漁船の総トン数等に応じて、船長、機関長、通信長等として乗り組むために必要な海技資格の種別や人数が定められています。

海技資格を取得するためには国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格する必要がありますが、航海期間が長期にわたる遠洋漁業においては、乗組員がより上級の海技資格を取得する機会を得にくいという実態があります。また、就業に対する意識や進路等が多様化する中で、水産高校等の卒業生が必ずしも漁業に就業するわけではなく、これまで地縁や血縁等による採用が主であったこととあいまって、漁業における海技士の高齢化と不足が深刻化しています。

海技士の確保と育成は我が国の沖合・遠洋漁業の喫緊の課題であることから、関係団体等では、必要な人材を確保できないために操業を見合わせざるを得ないことがないよう、漁業就業相談会や水産高校等への積極的な働きかけを通じて乗組員を募るとともに、乗船時における海技資格の取得を目指した計画的研修の取組や免許取得費用の助成を行っています。

また、政府は、水産高校卒業生を対象とした4級及び5級海技士養成のための履修コースを水産大学校に設置し、海技士試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる取組を行っており、これにより、水産高校卒業生の早期の海技資格の取得を支援しています。



エ 女性の活躍の推進

〈漁業・漁村における女性の一層の活躍を推進〉

女性の活躍の推進は、漁業・漁村の課題の一つです。海上での長時間にわたる肉体労働が大きな部分を占める漁業においては、就業者に占める女性の割合は約10%となっていますが、漁獲物の仕分けや選別、カキの殻むきといった水揚げ後の陸上作業では約34%、漁獲物の主要な需要先である水産加工業では約58%を占めており、女性がより大きな役割を果たしています。このように、漁業・養殖業では男性による海上での活動がクローズアップされがちですが、女性の力は水産業に必要不可欠な存在となっています。

一方、女性が漁業経営や漁村において重要な意思決定に参画する機会は、未だ限定的です。例えば、令和5（2023）年の全国の漁協における正組合員に占める女性の割合は5%となっています。また、漁協の女性役員は、全体の0.4%にとどまっています（図表2-23）。

図表2-23 漁協の正組合員及び役員に占める女性の割合

	女性正組合員数	女性役員数
平成24年（2012）	9,436人（5.6%）	37人（0.4%）
25（2013）	8,363人（5.4%）	44人（0.5%）
26（2014）	8,077人（5.4%）	44人（0.5%）
27（2015）	8,071人（5.6%）	50人（0.5%）
28（2016）	7,971人（5.7%）	50人（0.5%）
29（2017）	7,679人（5.7%）	51人（0.5%）
30（2018）	7,158人（5.5%）	47人（0.5%）
令和元（2019）	7,164人（5.7%）	38人（0.4%）
2（2020）	6,296人（5.3%）	39人（0.5%）
3（2021）	6,071人（5.4%）	41人（0.5%）
4（2022）	5,615人（5.3%）	42人（0.5%）
5（2023）	5,672人（5.4%）	35人（0.4%）

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」においては、農山漁村における地域の意思決定過程への女性の参画の拡大を図ることや、漁村の女性グループが行う起業的な取組等を支援すること等によって女性の経済的地位の向上を図ること等が盛り込まれているほか、水産業協同組合法^{*1}において、漁協は、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされています。

漁業・漁村において女性の一層の活躍を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を変革し、家庭内労働を男女が分担していくことや、漁業者の家族以外でも広く漁村で働く女性の活躍の場を増やすこと、更には、保育所の充実等により女性の社会生活と家庭生活を両立するための支援を充実させていくことが重要です。このため、水産庁では、水産物を用いた特産品の開発、消費拡大を目指すイベントの開催、直売所や食堂の経営等、漁村コミュニティにおける女性の様々な活動を推進するとともに、子供待機室や調理実習室等、女性の活動を支援する拠点となる施設の整備を支援しています。

*1 昭和23年法律第242号

また、平成30（2018）年から活動している「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」は、水産業に従事する女性の知恵と多様な企業等の技術、ノウハウを結び付け、新たな価値を生み出し、情報を社会に広く発信することで水産業に携わる女性の存在感と水産業の魅力を向上させるとともに、女性にとって働きやすい水産業の現場改革を後押しすることを目指しています。これまでも、同プロジェクトのメンバーによる講演や企業等と連携したイベントへの参加等の活動が行われています。このような様々な活動や情報発信を通じ、女性にとって働きやすい水産業の現場改革及び女性の仕事選びの対象としての水産業の魅力向上につながる事が期待されます。

【事例】 海の宝！水産女子の元気プロジェクトの活動紹介

「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」では、水産庁が事務局となり、全国にいる水産に関わる多様な業種・幅広い年齢層の女性130名、また本活動に賛同する企業12社が、本プロジェクトに参加しています（令和7（2025）年3月末時点）。

全国のメンバーとの交流を通して、水産業界における女性の繋がりを強化すること・講演活動やイベントへの参加で、女性も活躍できる水産業界について伝えること・協賛企業との連携により女性目線での商品等を創ること、により「水産業」全体の魅力向上に努めています。

令和6（2024）年8月に第28回ジャパンインターナショナルシーフードショーにて、水産女子セミナーを開催しました。4名のメンバーが登壇し、水産業界の各分野で自身や周囲の女性が活躍するためのヒントについて講演を行いました。

登壇したメンバーは「水産業界でより一層女性が活躍するためには、トイレ等のインフラや育児休業等の労務制度を整えることや、一人一人に合った日々の居場所や困ったときの相談相手確保することなど、過ごしやすい環境を作っていくことが必要。」「女性活躍だけではなくどのように多様性を受け入れていくのが重要。」と話しました。同じく、令和6（2024）年8月に、こども霞が関見学デーにおいてパネル展示や、農林水産省内の食堂とのコラボ企画としてメンバーによって水揚げされたメヒカリを使用した限定メニューの販売、メンバーが仕入れたマダイの解体ショーを実施しました。

また、令和7（2025）年2月には、第8回水産女子プロジェクト推進会議を行い、プロジェクトのメンバーのほか、参画企業の方々や農林水産大臣政務官も参加しました。本会議ではメンバー4、5人で構成されたグループの活動報告を行ったほか、グループワークや意見交換を行い、新たな課題の発見や今後の活動目標の設定等に取り組みました。

今後もこれらの活動を続けていくことにより、自らの意欲と能力を発揮して前向きに取り組む女性を応援していきます。



第28回ジャパン
インターナショナル
シーフードショー



第8回水産女子プロジェクト推進会議



「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」について（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/suisanjoshi/181213.html>

オ 外国人労働をめぐる動向

〈漁業等における特定技能外国人の受入れ及び外国人技能実習制度の見直し〉

少子高齢化による国内労働人口の減少により国内人材を確保することが困難となっている状況に対応するため、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人を雇用できる特定技能制度が設けられており、漁業分野（漁業、養殖業）及び飲食料品製造業分野（水産加工業を含む。）においても、一定の基準^{*1}を満たした外国人の受入れが行われています。令和6（2024）年12月末時点で、漁業分野の特定技能1号在留外国人数は漁業で2,127人、養殖業で1,361人、また、特定技能2号在留外国人数は漁業で2人となっています。受入れに当たっては、外国人と共生していくための環境整備が重要であり、漁業活動やコミュニティ活動の核となっている漁協等が、受入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすことが期待されることから、国においても必要な支援を行っています。

なお、特定技能制度においては、制度の適切な運用に資する取組について協議を行うことを目的に、所管省庁や関係省庁、業界団体等からなる特定技能協議会等が対象分野の全てに設けられており、特定技能外国人材を雇用する企業等は、すべからく該当する協議会等への加入が義務付けられています。

外国人技能実習制度のうち、水産業については、漁船漁業職種で9作業、養殖業職種で1作業^{*2}、加熱性・非加熱性水産加工食品製造業職種及び水産練り製品製造職種で合わせて10作業^{*3}において、技能実習が実施されています。漁船漁業・養殖業については、技能実習生の数や監理団体による監査の実施に関して固有の基準を定めるとともに、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律^{*4}に基づいて水産庁に設置された漁業技能実習事業協議会では、監理団体と労働組合の合意の下で技能実習生の待遇を決めるなど、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護に努めています。技能実習生は、現場での作業を通じて技能等を身に付け、開発途上地域等の経済発展を担っていくことが期待されます。

なお、外国人技能実習制度については、令和6（2024）年6月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律^{*5}」が公布され、外国人技能実習制度に代わり育成就労制度が創設されることとなりました。現在、本制度の実施に向け、水産業における受入れや運用のあり方について検討が行

*1 各分野の技能試験及び日本語試験への合格、又は各分野と関連のある職種において技能実習2号を良好に修了していること等。

*2 かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業及びはたてがい・まがき養殖作業。

*3 節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造、塩蔵品製造、乾製品製造、発酵食品製造、調理加工品製造、生食用加工品製造及びかまぼこ製品製造作業。

*4 平成28年法律第89号

*5 令和6年法律第60号

われているところです。

また、遠洋漁業においては、従事する我が国漁船の多くが主に海外の港等で漁獲物の水揚げや転載、燃料や食料等の補給、乗組員の交代等を行いながら操業しており、航海日数が1年以上に及ぶこともあります。このような遠洋漁業においては、日本人乗組員の確保・育成に努めつつ、一定の条件を満たした漁船に外国人が乗組員として乗り組むことがマルシップ方式^{*1}として認められており、令和6（2024）年12月末時点で、3,565人の外国人乗組員が同方式を活用し我が国漁船に乗り組んでいます。

（コラム） 漁業分野の2号特定技能外国人について

特定技能制度には、通算在留期間に上限のある特定技能1号と、通算在留期間に上限がなく、家族の帯同も認められる特定技能2号があります。特定技能制度の創設当時は、建設と造船・船用工業の2分野のみが特定技能2号の対象となっていました。その後、特定技能外国人材の活用が進んだことを受け、令和5（2023）年6月には、漁業分野を含む9分野にも、新たに特定技能2号が追加されました。

漁業分野における特定技能2号は、漁業の熟練した技能を有する人材と位置付けられており、特定技能1号が従事する作業に加え、漁労長等の補佐をしつつ他の作業員に対する指導者的な業務や作業工程の管理などにも従事することができるとされていることから、より深刻化する人手不足への対応策として、大いに期待されることです。

特定技能2号の在留資格で一定期間在留した場合には、永住者としての在留資格を申請することが可能となり、永住者となった場合は、外国人であっても、漁業許可を取得することができることから、日本人と同様に主体的に漁業を行うことができるようになります。

なお、永住者になると漁労行為に限られていた就労制限がなくなることから、漁業以外の職業への転職も可能となります。また、今までの経験を生かして漁業関連企業の役員や漁協の理事等の要職に就くことで、企業や地域社会の中核を担う立場になることも想定されます。

このように、特定技能2号は単なる人手不足への対応策として捉えるばかりではなく、将来的には、地域において優秀な漁業人材として末永く活躍が期待される外国人材であることを十分理解したうえで活用することが重要であり、そういった将来性を見越してキャリアアップできる環境を、地域で整えることが必要です。

カ 水福連携の推進

〈水福連携の事例収集や普及・啓発を推進〉

「水福連携」とは、水産業と福祉が連携し、障害者等の水産分野での活躍を通じて水産業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し社会参画を実現する取組です。

担い手の不足や高齢化等が進む水産分野においては、水福連携に取り組むことにより、新たな労働力の確保につながることを期待される一方、障害者等にとっては水産業を通じた働く場や収入の確保に加え、地域との交流の促進等生活の質の向上が期待されます。

水産業については、養殖業や水産加工業を主体に取組が行われており、養殖業においてはカキの養殖に使用する資材（ホタテ殻）の穴開け作業やカキの洗浄作業、水産加工業においては魚の加工作業や製品の包装作業等で連携の取組が行われています。

一般社団法人日本農福連携協会が令和5（2023）年度に実施した水福連携に取り組んでい

^{*1} 我が国の漁業会社が漁船を外国法人に貸し出し、外国人乗組員を配乗させた上で、これを定期用船する方式。

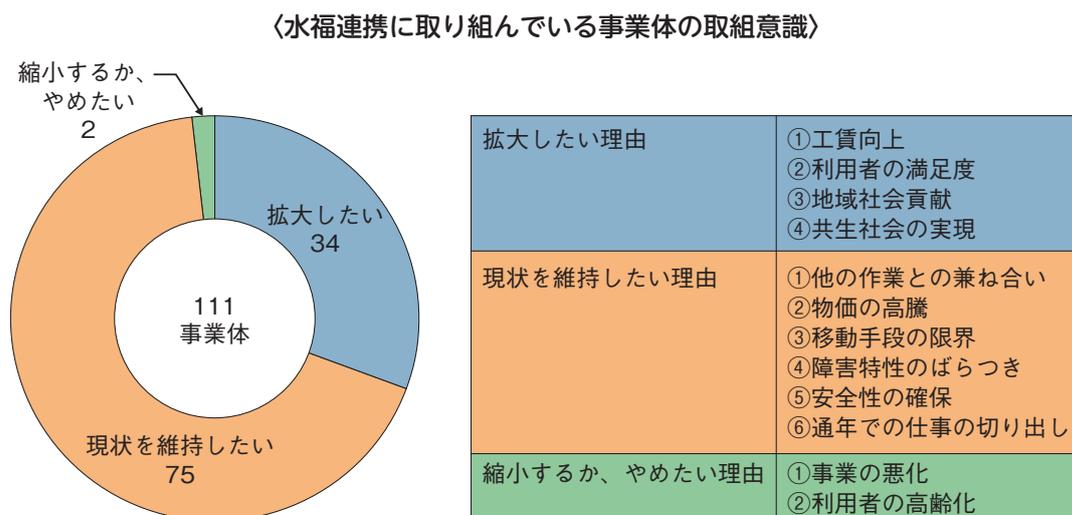


る事業者に対する実態調査では、「今後、水福連携の取組をどうしようと考えていますか」という質問に対して、「現状を維持したい」が67.6%、次いで「拡大したい」が30.6%を占めており、水福連携に関して肯定的に捉えている事業者が多いことが伺えます（図表2-24）。

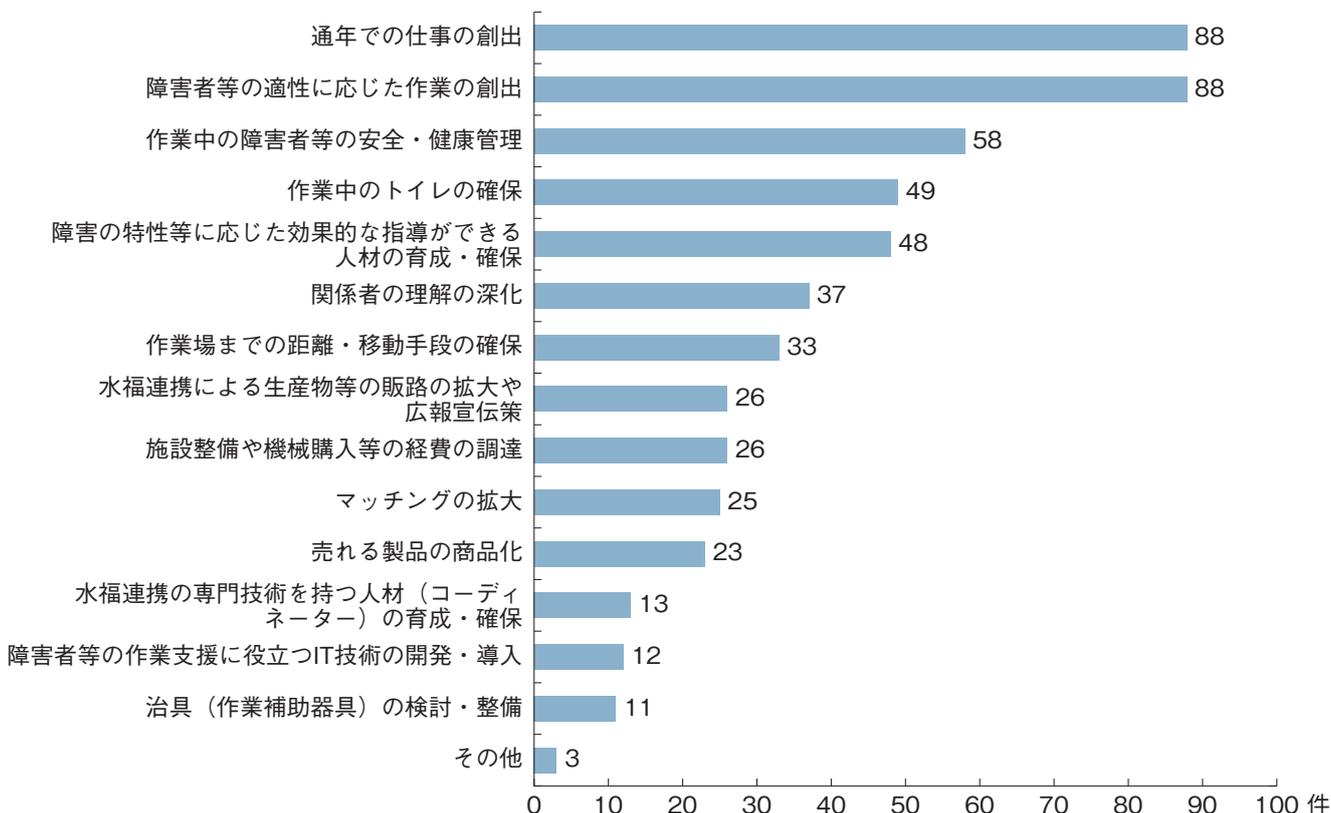
しかし、水福連携に取り組むためには、通年での仕事の創出、障害者等の適性に応じた作業の創出、障害の特性等に応じた効果的な指導ができる人材の育成・確保といった課題も挙げられています。

水産庁では、今後とも、関係機関と連携しつつ、水福連携の事例収集や普及・啓発を推進していきます。

図表2-24 水福連携に取り組む事業者の意識や課題



〈水福連携に取り組むに当たっての課題〉



資料：一般社団法人日本農福連携協会が令和5（2023）年度に実施した「「水福連携（農福連携）」に関する実態調査」の結果を基に水産庁で作成

注：「水福連携に取り組むに当たっての課題」については、複数回答可。

【事例】水福連携の取組事例（三重県）

三重県では、平成25（2013）、26（2014）年度に若手職員を中心に全国的にもほとんど事例がない水福連携の実現の可能性について検討が行われ、その後の先進地視察や福祉部局との意見交換を経て、平成27（2015）年度から水福連携の事業が開始されました。

同事業においては、漁業や漁業参入に関する知識向上を目的とした研修会の開催、水福連携に取り組む専門人材の育成、水福連携の取組創出や漁業参入支援などが行われ、平成27（2015）～令和5（2023）年度までにカキ養殖の種苗採取に用いるコレクターの作製作業やカキ養殖用ロープの釘抜き作業、鮮魚加工作業など県内で59件の取組が実施されています。カキ養殖用ロープの釘抜き作業は、これまで廃棄していた漁業資材を再利用する取組であり、SDGsの観点や資材費高騰に伴う需要が増加、コロナ禍による外国人材の受入数の減少等の影響を受け、令和5（2023）年度には障害者就労施設における作業量が平成28（2016）年度比で45倍に増加し工賃単価も上昇しました。漁業者は漁業経費の削減、障害者は工賃向上と双方にメリットがあることから持続的な取組となっており、令和5（2023）年度末時点で鳥羽市や志摩市をはじめ県内12か所の障害者就労施設で実施されています。



カキ養殖用ロープの釘抜き・打ち作業

カキ天然種苗用コレクター作製作業

写真提供：三重県

（4）漁業労働環境をめぐる動向

ア 漁船の事故及び海中転落の状況

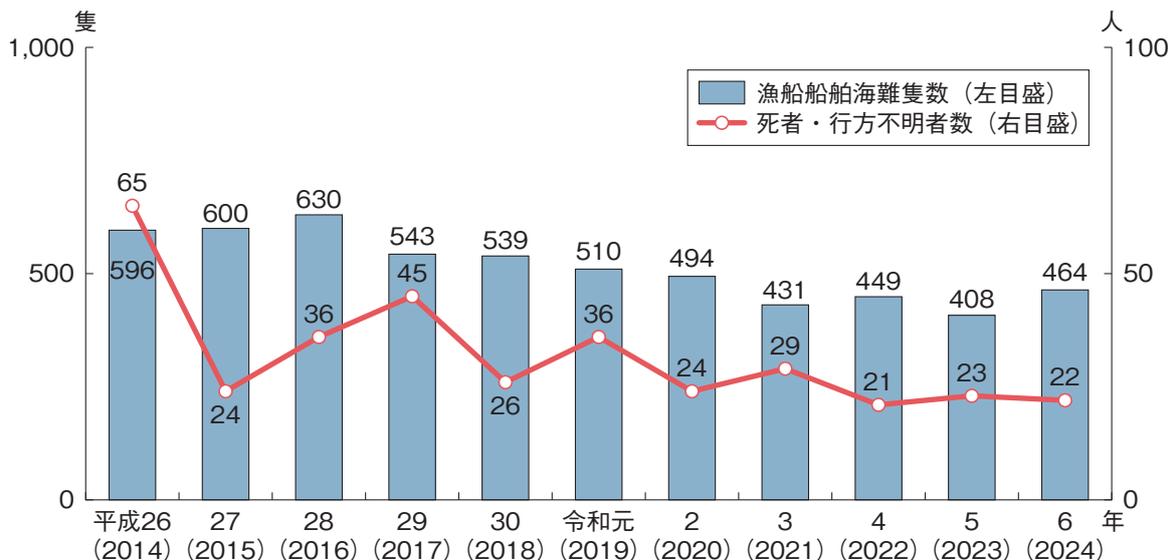
〈漁業における災害発生率は陸上における全産業の平均の4倍〉

令和6（2024）年の漁船の船舶事故隻数は464隻、漁船の船舶事故に伴う死者・行方不明者数は22人となりました（図表2-25）。漁船の事故は、全ての船舶事故隻数の約3割、船舶事故に伴う死者・行方不明者数の約4割を占めています。漁船の事故の種類としては衝突が最も多く、その原因は、見張り不十分、操船不適切、居眠り運航といった人為的要因が多くを占めています。また、船体機器整備不良や気象海象情報の確認不足といった発航前検査の不十分による事故も多く発生しています。

漁船は、進路や速度を大きく変化させながら漁場を探索したり、停船して漁労作業を行ったりと、商船とは大きく異なる航行をします。また、操業中には見張りが不十分となること、さらに、漁船の約8割を占める5トン未満の小型漁船は大型船からの視認性が悪いことなど、商船にはない事故リスクを抱えています。



図表2-25 漁船の船舶事故隻数及び船舶事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

船上で行われる漁労作業では、不慮の海中転落^{*1}も発生しています。令和6（2024）年における漁船からの海中転落者数は63人となり、そのうち38人が死亡又は行方不明となっています。また、海中転落以外にも、漁船の甲板上では、機械への巻き込みや転倒等の思わぬ事故が発生しており、漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の平均の約4倍と、高い水準が続いています（図表2-26）。

図表2-26 船員及び陸上労働者における労働災害発生率

(単位：千人率)

	令和3 (2021)	4 (2022)	5年度 (2023)
船員 (全船種)	8.1	7.3	7.1
漁船	12.9	10.8	9.7
一般船舶	6.2	6.4	5.9
陸上労働者 (全産業)	2.3	2.3	2.4
農業	5.8	5.6	5.8
林業	24.7	23.5	22.8
運輸業 (陸上貨物)	9.1	9.1	9.0
建設業	4.6	4.5	4.4

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」に基づき水産庁で作成

注：1) 陸上労働者の災害発生率（暦年）は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値。

2) 労働災害発生率は、船員・陸上労働者数に占める職務上休業4日以上の死傷者数の割合。

*1 ここでいう海中転落は、衝突、転覆等の船舶事故以外の理由により発生した船舶乗船者の海中転落をいう。

イ 漁業労働環境の改善に向けた取組

〈海難事故の防止に向けた取組〉

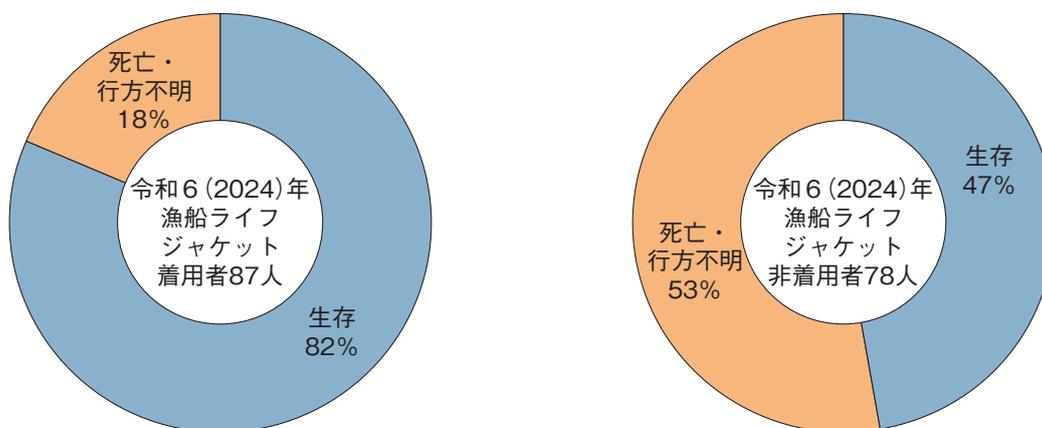
海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割を果たします。令和6(2024)年のデータでは、漁業者の海中転落時のライフジャケット着用者の生存率(82%)は、非着用者の生存率(47%)の約1.7倍です(図表2-27)。

ライフジャケットの着用については、原則、船室の外にいる全ての乗船者に着用が義務付けられるとともに、乗船者に着用させなかった船長(小型船舶操縦者)に対し、違反点数が付与されます*1。しかしながら、令和6(2024)年の海中転落時におけるライフジャケット着用率は約5割となっており、着用義務付けから6年が経過しているにも関わらず、依然として未着用による死傷災害が頻発しています。漁労作業を伴う漁業では、一般船舶に比べ海中転落の危険が高ことから、命を守る手段として、ライフジャケットの着用を徹底することが極めて重要です。

このため、政府では、都道府県、漁業関係団体と連携して、確実なライフジャケットの着用に向け、引き続き周知・啓発を行っていくこととしています。

また、水産庁では、漁船による海難事故の防止に向け、関係省庁と連携してAIS*2や衝突事故等を回避するスマートフォンアプリ*3の周知・啓発等を通じ、これらの普及の促進を図っています。

図表2-27 ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

〈農林水産業・食品産業の分野を横断した作業安全対策の推進〉

漁業労働における安全性の確保は、人命に関わる課題であるとともに、漁業に対する就労意欲にも影響します。これまでも、技術の向上等により漁船労働環境における安全性の確保

*1 着用義務に違反した場合、船長(小型船舶操縦者)に違反点数が付与され、違反点数が行政処分基準に達すると最大で6か月の免許停止(業務停止)となる場合がある。

*2 Automatic Identification System：船舶自動識別装置。洋上を航行する船舶同士が安全に航行できるよう、船舶の位置、針路、速力等の航行情報を相互に交換し、衝突の予防に役立てることができるシステム。

*3 AISの搭載が難しい小型漁船の安全性向上のため、漁船の自船位置及び周辺船舶の位置情報等をスマートフォンに表示し、他の船舶の接近等について漁業者にアラームを鳴らして知らせることにより、衝突事故等を回避するアプリケーション。



を進めるとともに、水産庁では、全国で「漁業カイゼン講習会」を開催して漁業労働環境の改善や海難事故の未然防止に関する知識を持った安全推進員等の養成を通じ、漁業者自らが漁業労働の安全性を向上させる取組を支援してきました。

また、農林水産省では、農林水産業・食品産業の分野を横断して作業安全対策を推進しており、具体的には、現場の事業者や事業者団体が取り組むべき事項や共有すべき認識を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定し、広く周知・啓発を行っています。引き続き、漁業等の現場の従事者の方々に作業安全の取組をチェックしていただき、安全意識の向上を図っていくこととしています。



漁船の安全操業に関する情報（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>



農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策（農林水産省）：
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/

（コラム）漁業における人材確保のための「減らさない努力」

一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター（以下「漁師.jp」といいます。）では、漁業就業者の確保・育成を通じた水産業の発展と漁村の活性化に取り組んでいます。

漁業就業者数は減少の一途を辿り、これまでも増して深刻な人手不足が課題となっています。しかし、そのような状況下でも「漁師になるのが子供の頃からの夢でした」という若者からの相談が絶えません。

漁師.jpでは、夢を叶えて漁師になった人が長く続けられるような環境を整えることが、今一番求められていると感じ、「減らさない活動」に力を入れています。

減らさない活動1「漁船事故を減らそう」

漁業における労働災害発生率は、他の産業に比べて高く、毎年複数の死亡事故も発生しています（図表2-26）。死亡事故があると、直接的に漁師が減るだけでなく、危険な産業というイメージが広まり、漁師を志す人が家族などに反対されるケースも多くあります。

漁師.jpでは、平成25（2013）年から安全な操業や航行などの知識を持った安全推進員を養成する「漁業カイゼン講習会」を各地で開催し、事故の未然防止に取り組んでいます。また、令和6（2024）年には「漁船事故を減らそう」というハッシュタグを付け、SNS等に漁師が自ら投稿する安全啓発活動を行いました。画像投稿は16.7万回閲覧され、動画投稿は5万回再生されるなど、多くの人の目に触れることとなりました（令和7（2025）年1月末時点）。

事故防止には、日頃からの安全意識が重要です。漁師が自ら発信することで、漁師自身の意識を高め、業界全体へ普及する効果を期待しています。

減らさない活動2「漁師の意識改革」

新人漁師の早期離職理由は「人間関係」が多い傾向にあります。漁師.jpでは令和4（2022）年に漁師.jpサポーター制度を立ち上げ、「新人漁師を大事に育てる」などいくつかの項目をクリアする漁業会社の募集を始めました。サポーターには各種講習会への参加を促し、より意識の高い会社となるよう取り組んでいます。

また、漁師に向けた「選ばれる船であるために」と題したハラスメント対策講習会を実施しています。この講習会では、若者の特性を理解し、「漁業の慣習」を見直し、意識改革を働きかけています。

参加者には、アンケートを通じて、労働環境について自分たちで改善できることを考えてもらいます。

減らさない活動3「漁師の役割の再認識～魚を獲ることだけではない～」

漁師は、日本の食文化を支える重要な仕事です。それだけではなく漁村や各地の伝統芸能を守るなどの役割を果たしています。こうしたことを漁師自身が認識し、職業を誇りに思えるよう、漁師.jpでは「漁師の日」を制定しました。漁師の日は魚が食べられることに感謝し、漁師にとってはゆっくり過ごせるような日になるよう、国民の祝日である海の日と同日の7月第3月曜日としました。



漁船事故を減らそうキャンペーン

ハラスメント対策講習会の様子

〈海上のブロードバンド通信環境の普及を推進〉

漁業においては、狭い船内が主な生活の場となり、陸上に比べて生活環境が十分に整っているとはいえ、船内環境の改善が強く望まれています。特に近年、陸上では、大容量の情報通信インフラの整備が進み、家族や友人等とのコミュニケーションの手段としてSNS等が普及しています。一方、海上では、衛星通信が利用されているものの、その通信容量は限定的であること、利用者が船舶関係者に限定され需要が少なく初期投資費用や通信料金が高額であること等、陸上と異なる制約があるため、ブロードバンドの普及に関して、陸上と海上との格差（海上のデジタルディバイド）が広がっています。

このため、労働人口が減少していく中で、従事者を確保していく観点からも陸上と同じようにスマートフォンを利用できる環境を目指し、利用者である船舶サイドのニーズも踏まえた海上ブロードバンドの普及が喫緊の課題となっています。また、海上でブロードバンド通信環境が普及すれば、様々な情報通信サービスの利用により、例えば漁場予測精度の向上や航行の効率化等が進み、水産業の競争力強化にも資することになります。そのため、水産庁では、総務省や国土交通省と連携し、漁業者のニーズに応じたサービスが提供されるよう通信事業者等を交えた意見交換の実施や、水産関係団体に対する新たなブロードバンドサービスの情報提供の実施などに取り組んでいます。



(5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用



〈漁業・養殖業においてICT・AI等の様々な技術開発、導入及び普及を推進〉

漁業・養殖業生産量の減少、漁業就業者の高齢化・減少等の厳しい現状に直面している水産業を成長産業に変えていくためには、水産資源を適切に管理していくことに加え、近年技術革新が著しいICT^{*1}・IoT^{*2}・AI^{*3}等の情報技術やドローン・ロボット等の技術を漁業・養殖業の現場へ導入・普及させていくことが重要です。これらの分野では、民間企業等によって様々な技術開発や取組が進められていますが、その成果を導入・普及させていくとともに、更なる高度化を目指した検討・実証を進めていくことが重要です。

沿岸漁業では、従来、経験や勘、電子的に処理されていないデータに基づき行われてきた漁場の探索にICTを活用して、水温や塩分、潮流等の漁場環境を予測し漁業者のスマートフォンに表示する取組、定置網に入網する魚種を陸上で把握し出漁を判断する取組や混獲の回避に資する技術開発の取組等が行われています。

沖合・遠洋漁業では、人工衛星が観測する海水温等のデータと漁獲データをAIで分析し、漁場形成予測を行うなどの取組が行われているほか、かつお一本釣り漁船への自動釣り機導入に向けた実証の取組等が進められています。

養殖業では、ICTを活用した自動給餌システムの導入により遠隔操作で最適な給餌量の管理を行う取組のほか、自動網掃除ロボットの導入の取組等が進められています。

水産庁では、これらスマート水産技術の現場への導入・普及を推進するため必要となる機械等の導入やそのサポート人材の育成を支援しています（図表2-28）。特に、漁業者等によるスマート水産業の取組が自律的に実施されていくためには、これを使いこなすことのできる人材の裾野を拡大していくことが重要であることから、スマート水産業に係る人材バンクを設け、生産現場のスマート化をサポートする専門家等を水産高校等に派遣し、水産新技術に関する出前授業や技術普及を行うなどの取組を行っています。このような新技術の導入が進むことで、電子的なデータを活用した効率的な漁業や、省人化・省力化による収益性の高い漁業の実現が期待されます。

*1 Information and Communication Technology：情報通信技術。

*2 Internet of Things：モノのインターネットといわれる。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

*3 Artificial Intelligence：人工知能。

図表2-28 スマート水産業が目指す将来像





産地市場や漁協からデータを効率的に収集・蓄積



画像センシング技術を用いた自動選別

* 1 現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量
* 2 漁獲可能量

【事例】 養殖業のスマート化に向けた人工衛星データの利用（広島県・佐賀県ほか）

近年、高水温等による養殖物のへい死が頻発するなど、海洋環境の変化に伴う影響が顕在化しており、環境把握の重要性が高まっています。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の気候変動観測衛星「しきさい」*¹は、2、3日おきに地球全体を観測する衛星として世界最高級の分解能*²を有しており、内湾における海面水温、クロロフィルaや懸濁物質*³などの濃度等を精密に可視化することが可能です。同衛星の観測情報と既存の船舶、ブイ等による現場観測を組み合わせることで、養殖漁場の海面水温等の海洋環境を詳細に把握でき、データに基づく効率的な操業に資することから、JAXAではカキ養殖やノリ養殖における衛星観測情報の発信や内湾の衛星リモートセンシングの妥当性に関する研究をいくつかの水産試験場と進めています。

広島県では、カキ養殖において採苗不調や高水温によるへい死が課題となっていることから、広島県立総合技術研究所水産海洋技術センターとJAXAが連携し、広島県のウェブサイトや県内の漁業者、企業等が参画する「広島県水産プラットフォーム」*⁴においてカキ養殖業者向けに同衛星の海面水温などの観測情報を発信しています。これまで養殖業者は、船舶の観測に基づく海況情報や幼生調査の結果を基に、採苗地点やタイミングを決定していましたが、コストや労力の制約から船舶観測の回数が限られることから、網羅的に漁場の情報を把握することは困難でした。今般、広島県において、観測ブイをカキ養殖漁場へ設置し、リアルタイムに漁場環境を把握して養殖作業に活用するシステムの実証が進められており、今後は、同衛星の観測情報も活用することで、海面水温と餌料環境を考慮した採苗地点やタイミングの決定、へい死防止対策として漁場間の筏移動の判断などへの活用が進み、科学的根拠に基づいた効率的な操業が期待されます。

測情報や海底地形図の情報等、操業に必要な情報を一元的に入手可能となっています。これらの情報は、漁業者の操業の可否の判断、適切な航路の選択、漁場の探索等を支援するものとなっています。

さらに、自船の航路の記録のほか、漁業者は投網や揚網、漁獲実績等を記録することができ、蓄積された情報によって経験や勘の可視化が図られ、操業の効率化に資するものとなっています。くわえて、これらの情報は、他の漁業者等と共有することが可能なシステムとなっており、この機能により、僚船と共に行う漁場探索の効率化に資するほか、後継者等への技術の承継に資するものとなっています。



宮崎県漁業技術
支援システム
画面イメージ



表示情報の一例

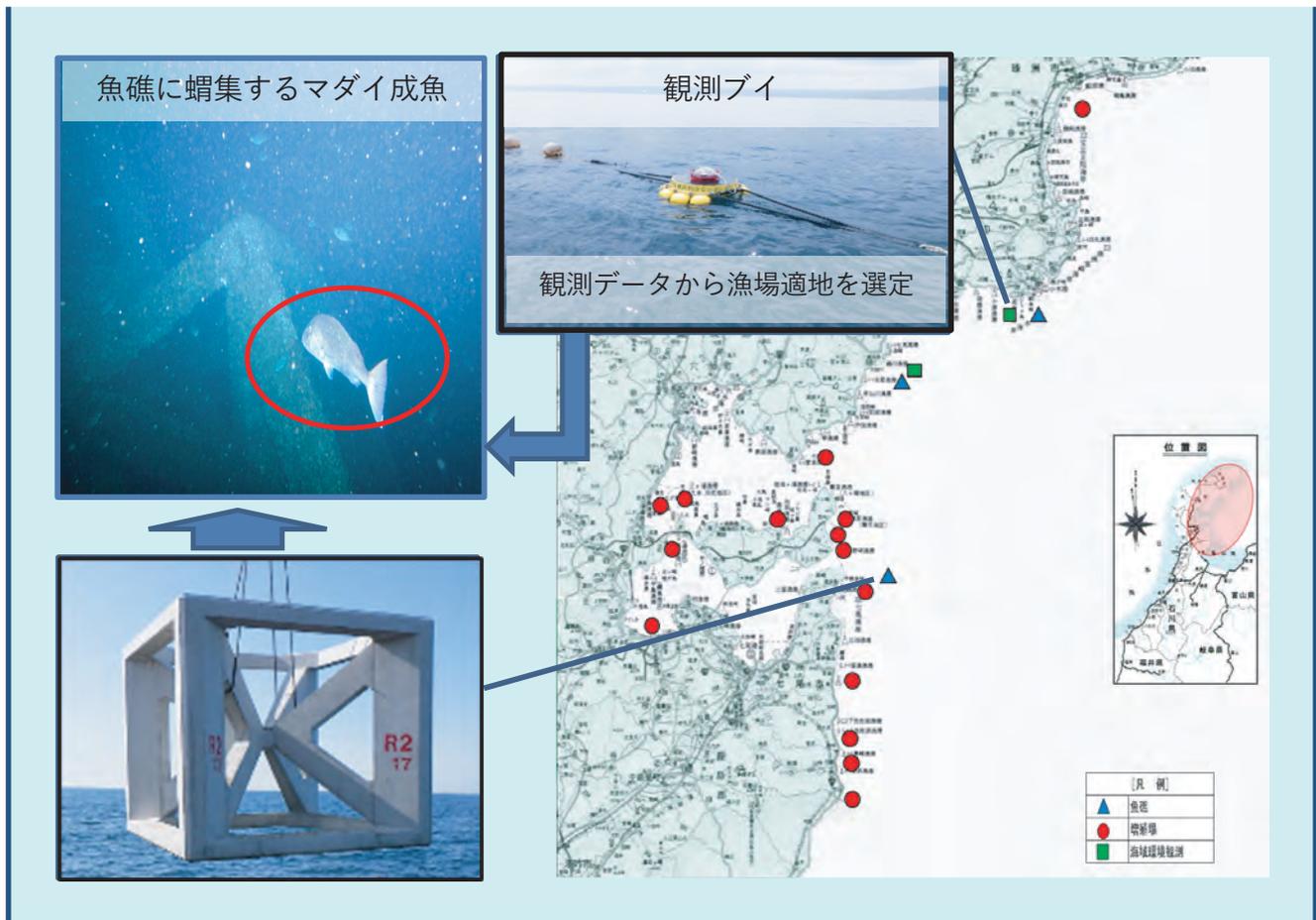
【事例】漁場整備へのICT導入（石川県）

石川県沿岸のうち能登・内浦地区は、北側の日本海に面した外浦海域と東側の富山湾に面した急深地形の内浦海域及び内湾の七尾湾から成り立っており、周年穏やかな内浦海域の特徴を活かした定置網漁業等の沿岸漁業が営まれています。

しかし、近年の海水温上昇などの海洋環境の変化による藻場の減少に伴い、アワビなどの漁獲量は減少しており、くわえて燃油の高騰などに伴い、漁業コストの削減が喫緊の課題となっています。

このため、藻場の減少が見られる内湾を主体に沿岸域に藻場礁を、沖合域に成魚の生息場となる魚礁を整備し、アワビなどの磯根資源やマダイ等の回遊魚の資源を増大させるとともに、自動海洋観測ブイを整備して海域環境情報をリアルタイムに公開することで、漁業者の漁場選定や出漁判断を支援し、漁業コストの削減を図るものとなっています。

また、水温と漁獲量の相関関係に基づき、自動海洋観測ブイにより得られた本地区の海洋環境情報から漁獲量の見通しを立て、これを公開することで漁業者の操業を支援するとともに、適切な水産資源の管理や資源評価に資するものとして、効率的な増殖推進を図るものとなっています。



スマート水産業（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/index.html>

〈水産資源の評価、水産加工・流通等におけるスマート水産業の推進〉

水産資源の評価・管理の分野では、生産現場から直接水揚げ情報を収集し、より多くの魚種の資源状態を迅速かつ正確に把握していくため、漁協や産地市場の販売管理システムの改修等の電子的情報収集体制を構築しています。これらにより、資源評価に必要な各種データを収集し、より精度の高い資源評価を行い、資源状態の悪い魚種については適切な管理の実施につなげていくことを目指しています。

また、漁場情報を収集・発信するための海域環境観測施設の設置や漁港・産地市場における情報通信施設の整備等を推進し、漁海況予測情報が容易に得られる環境の実現や資源管理の実効性の向上、荷さばき作業の効率化等につなげていくこととしています。

水産物の加工・流通の分野では、先端技術を活用した加工やICT・IoTを活用した情報流・物流の高度化も進んでいます。例えば画像センシング技術を活用し、様々な魚種を高速で選別する技術の開発や、生産から販売までのデジタル化による消費者への商品情報の提供等の取組が行われています。今後は、このような技術も活用して、生産と加工・流通が連携して水産バリューチェーンの生産性・収益性を改善する取組や輸出拡大の取組を推進していきます。

〈デジタル水産業戦略拠点の整備によるデジタル化の推進〉

水産庁では、資源管理の推進、漁業の生産性の向上、漁村の活性化を図るため、資源管理、生産、加工、流通、消費の各段階で実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組む「デジタル水産業戦略拠点」を創出し、その横展開を図ることにより水産分野におけるデジタル化を推進しています。令和5（2023）年度末までに3地域が選定され、令和6（2024）年度においては、新たに2地域（静岡県焼津地域及び鹿児島県地域）が選定されました。

また、水産分野のデジタル化に当たっては、漁業者等とデジタル等の専門家とのマッチングが重要です。このため、水産庁では、水産分野におけるデジタル化等に取り組む事業者に関する情報を収集し、マッチングに資する情報を公表しています。

【事例】 デジタル水産業戦略拠点のモデル地区（鹿児島県）

鹿児島県では、「スマート水産業の推進」を掲げ、行政等の業務のデジタル化やICT利用により、省人化・省力化等による生産性の向上、コスト削減等を図るため、大学や民間企業とともに技術開発や現場実装、普及に取り組んでいるところです。こうした中、産官学の関係者を構成員とする鹿児島県漁獲情報デジタル化推進協議会が事務局となり、漁船漁業のスマート化、市場業務のデジタル化、稚うなぎトレーサビリティ、赤潮被害対策ネットワークの主に四つの分野のデジタル化を進め、事務局が各取組の議論に入り、ジェネラリストとして助言等を行うことで、共通の課題への対応や水産業に係る技術の橋渡しとなる体制の構築を目指しています。

まず、漁船漁業のスマート化については、鹿児島県水産技術開発センターと鹿児島大学水産学部・大学院理工学研究科との共同研究により、海況予測及び漁場予測技術の開発に取り組んでおり、この技術の活用により、水温等の海況情報や天候や市況情報に加え、これまでの経験を基に出漁判断してきた漁業者にとっては、より効率的な出漁判断や漁場決定を行うことが可能となり、燃油消費量や労働時間の削減による操業の効率化が期待されています。

市場業務のデジタル化については、導入が容易な「安価」かつ「扱いやすい」システムづくりをコンセプトに鹿児島大学水産学部、鹿児島県及び民間企業により、実証試験や自動計量器のプロトタイプ製作、電子入札システムの開発に取り組み、今後の同システムの普及を通じて、アナログ作業を担っていた市場職員の負担軽減、迅速な入札、いち早いエンドユーザーへの情報提供が可能となり、販路・消費拡大及び魚価の向上が見込まれています。

うなぎの稚魚の採捕、流通に関して、令和7（2025）年12月からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律*の適用を見据えるとともに、膨大な事務作業を伴う稚うなぎ漁業の許可手続の簡素化を目的に、許可から採捕報告、流通における漁獲番号伝達をデジタル化し、採捕から池入れまで一貫したトレーサビリティシステムの構築を図ることにより、採捕者の利便性向上や報告負担の軽減、行政担当者業務の省力化を目指しています。

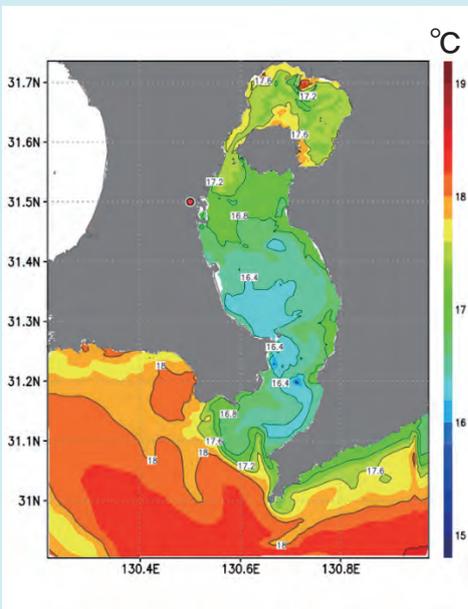
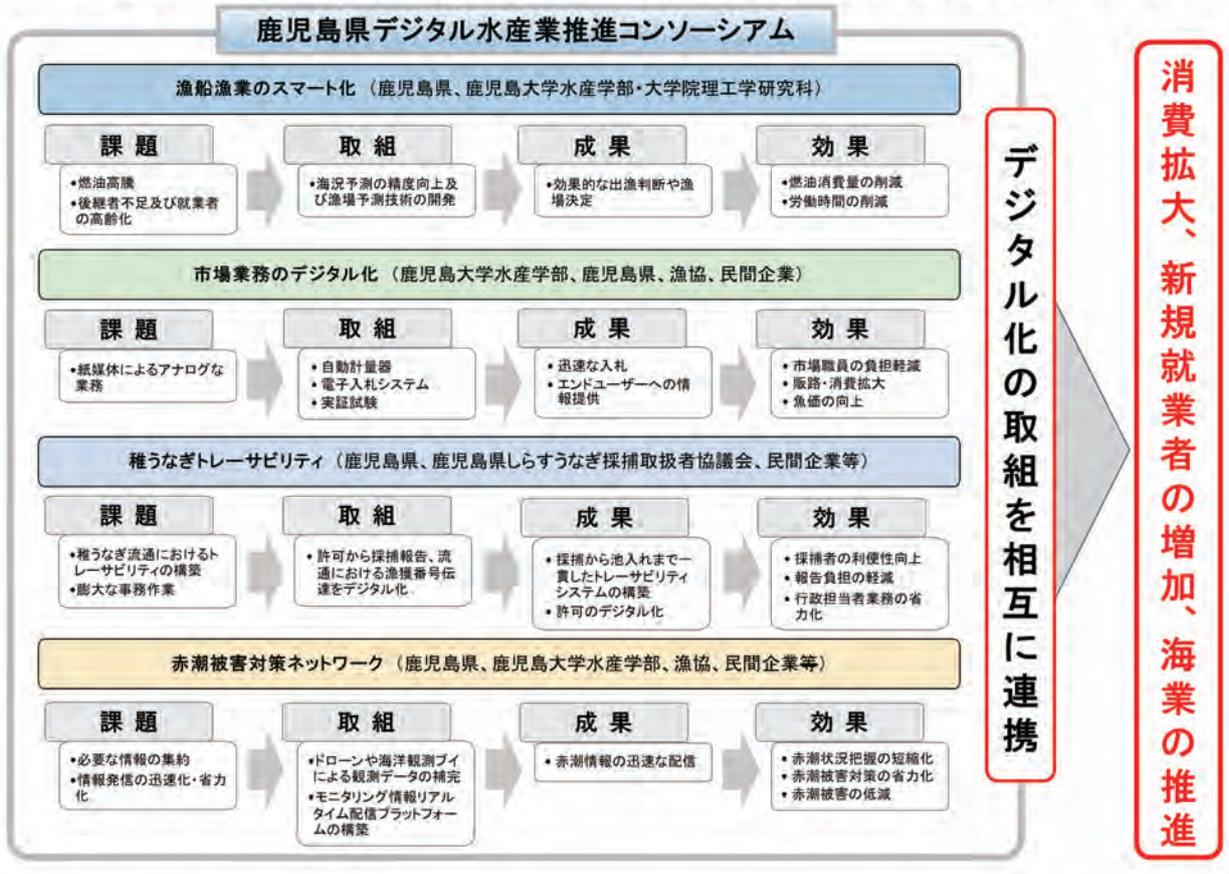
赤潮被害対策ネットワークでは、これまで鹿児島県水産技術開発センターや漁協等が赤潮プラントンのモニタリング情報をホームページやSNS等を通じ情報配信してきましたが、各者の情報がリアルタイムでまとめられたものがなく、情報発信の迅速化や省力化が課題となっていたことから、情報を一括してリアルタイムで配信できる情報共有のプラットフォーム作りに取り組んでいます。

これら漁獲から消費に至るまで各分野間のデジタル化の取組を、鹿児島県漁獲情報デジタル化推進協議会が主体となって連携させることで、相互の情報共有や各取組の更なる発展、新たなデジタル化の取組の創出が期待でき、デジタル化社会に対応した資源管理の推進や安心安全な水産物の供給、水産業のスマート化を図ることにより、消費拡大や新規就業者の増加、水産業の魅力拡大、更には海業の推進に繋げていくことを目指しています。

* 令和2年法律第79号



デジタル水産業戦略拠点のモデル地区（鹿児島県地域）のイメージ



漁船漁業のスマート化
—鹿児島湾海況予測（海水温）



自動計量器による重量の情報に加えて、付随するカメラで撮影した写真をAIにより魚種判別を行い魚種の情報及び画像を収集。



市場業務のデジタル化—自動計量器



デジタル水産業戦略拠点の取組
について（水産庁）：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/kikaku/digital_suisangyo/
index.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/digital_suisangyo/index.html)

（6）陸上養殖をめぐる動向

〈陸上養殖業の届出制の導入〉

近年、多額の投資と高度な技術を用い、陸地において海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖する陸上養殖が営まれ始めており、異業種分野等からの新規参入も活発化しています。これらの新たな養殖方法を取り入れたものは、排水等に伴う周辺環境への影響等についての十分な知見がなく、事業として持続的かつ健全に発展させていくため養殖場の所在地や養殖方法等当該陸上養殖の実態を把握する必要があることから、令和5（2023）年4月より、内水面漁業の振興に関する法律^{*1}に基づく届出養殖業としています^{*2}。本制度に基づく届出件数は、令和7（2025）年1月1日時点で740件となっています。都道府県別では、沖縄県186件、大分県54件、鹿児島県34件の順に多く、九州地方に多い傾向がみられました。また、届出件数（延べ件数）の上位3種は、クビレズタ（海ぶどう）165件、ヒラメ126件、クルマエビ107件でした。



陸上養殖業の届出について（水産庁）：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/saibai/yousyoku/taishitsu-
kyoka.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/taishitsukyoka.html)

（7）漁業協同組合の動向

ア 漁業協同組合の役割

〈漁協は漁業経営の安定・発展や地域の活性化に様々な形で貢献〉

漁協は、漁業者による協同組織として、組合員のために販売、購買等の事業を実施するとともに、漁業者が所得向上に向けて主体的に取り組む浜プランや海業等の取組を推進するなど、漁業経営の安定・発展や地域の活性化に様々な形で貢献しています。また、漁業権の管理や組合員に対する指導を通じて水産資源の適切な利用と管理に主体的な役割を果たしているだけでなく、浜の清掃活動、河川の上流域での植樹活動、海難防止、国境監視等にも積極的に取り組んでおり、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担っています。

*1 平成26年法律第103号

*2 対象となる陸上養殖業は、食用の水産物を、1) 海水や淡水に塩分を加えた水等を使用して養殖しているもの、2) 閉鎖循環式で養殖しているもの、3) 餌や糞等を取り除かずに排水しているもの。



(コラム) 2025国際協同組合年を通じた協同組合活動の推進

令和7（2025）年は、国連が定めた国際協同組合年（International Year of Cooperatives：IYC2025）であり、平成24（2012）年に続き2回目となります。国連は今回のIYC2025を通じて、協同組合のSDGsの実現への貢献に対する認知を高めることや、協同組合の振興の取組を講ずることを、各国政府や関係機関に対して求めています。

IYC2025のロゴマークは、「協同組合はよりよい世界を築きます」というテーマのとおり、よりよい世界を築くために世界中の人々が互いに結びつく様子を表しています。

我が国では、平成24（2012）年の1回目の国際協同組合年を契機に、異なる協同組合同士が連携して社会課題の解決に取り組む協同組合間連携の機運が高まり、平成30（2018）年に、農業協同組合を始めとする構成員により日本協同組合連携機構（JCA：Japan Co-operative Alliance）が設立されました。IYC2025には、国際協同組合デー記念中央集会といった、協同組合を中心に結成された全国実行委員会による記念イベントが開催される予定です。

また、JFグループでは、水産物の安定的・継続的な供給、藻場・干潟・サンゴ礁等の保全をはじめとする漁業者の様々な活動の支援、資源管理等による豊かな海づくり等を通じて、SDGsの実現に向けた取組を行っており、IYC2025により、こうした取組がより活性化することが期待されます。

くわえて、農林水産省としても協同組合の認知を高める広報活動を行うこととしています。



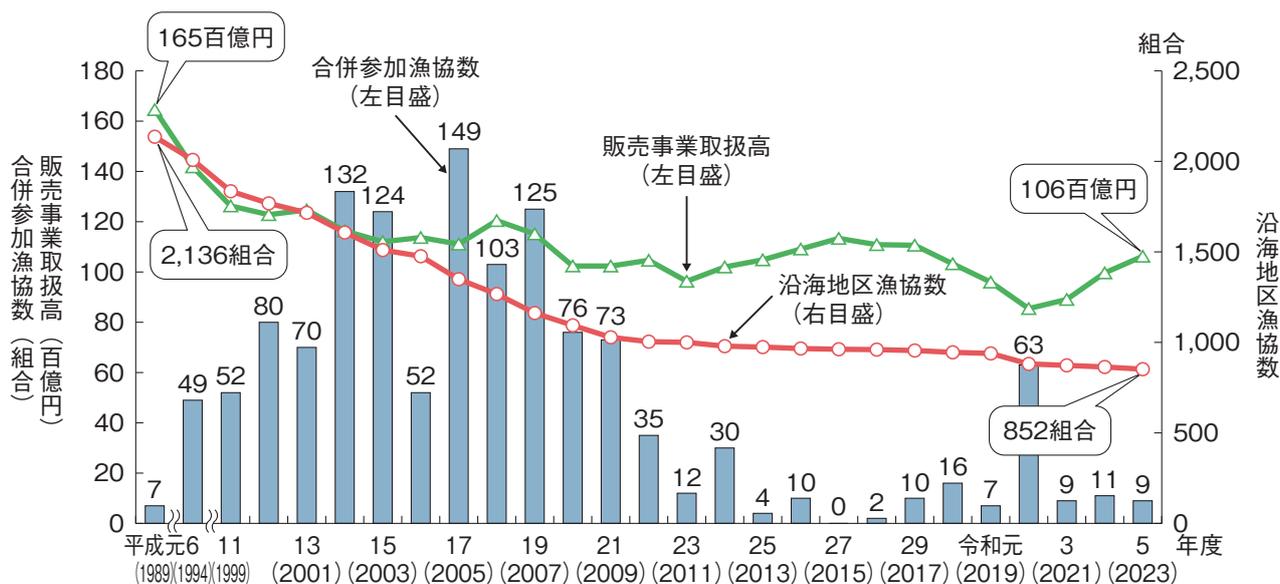
「2025国際協同組合年」の
ロゴマーク

イ 漁業協同組合の現状

〈漁協の組合数は852組合〉

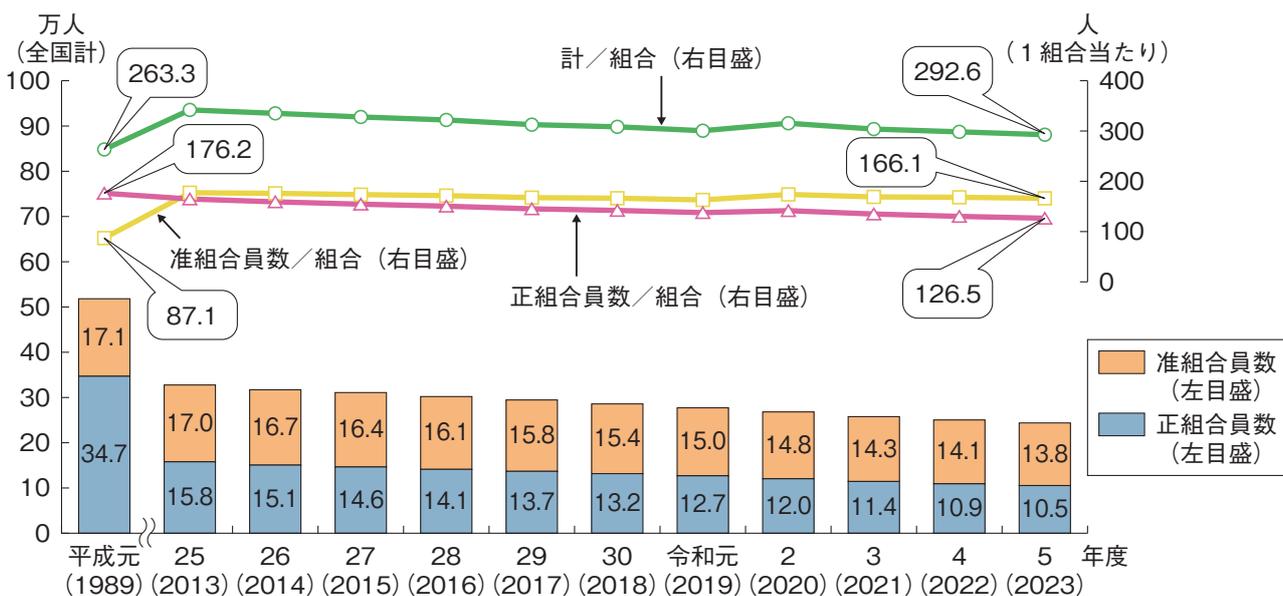
漁協については、合併が進み、令和6（2024）年3月末時点の組合数（沿海地区）は852となっていますが、漁業就業者数の減少に伴って組合員数の減少が進んでおり、依然として小規模な組合が多い状況にあります。また、漁協の中心的な事業である販売事業の取扱高は近年減少傾向にあります（図表2-29、図表2-30）。今後とも漁協が漁業・漁村の中核的組織として漁業者の所得向上や適切な資源管理等に役割を果たしていくためには、引き続き、合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業についてより一層の強化を図る必要があります。

図表2-29 沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」(沿海地区漁協数)、「水産業協同組合統計表」(販売事業取扱高)及びJF全漁連調べ(合併参加漁協数)

図表2-30 漁協の組合員数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

(8) 水産物の流通・加工の動向



ア 水産物流通の動向

〈卸売市場は水産物の効率的な流通において重要な役割〉

水産物の流通は漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしています。とりわけ、卸売市場には、1) 商品である漁獲物や加工品を集め、ニーズに応じて必要な品目・量に仕分けする集荷・分荷の機能、2) 旬や産地、漁法や漁獲後の取扱いにより品質が大きく異なる水産物について、公正な評価によって価格を決定する価格形成機能、3) 販売代金を迅速・

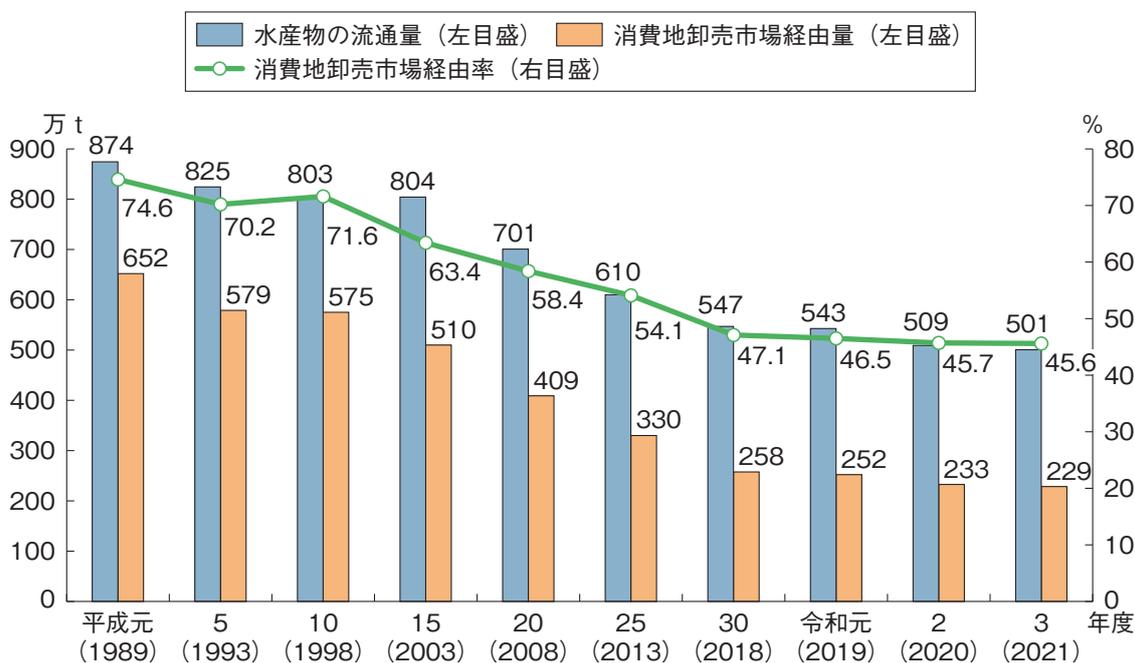


確実に決済する代金決済機能、4) 川上の生産や川下のニーズに関する情報を収集し、川上・川下のそれぞれに伝達する情報受発信機能があります。多様な魚種が各地で水揚げされる我が国において、卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割を担っています。

近年は、水産物の国内流通量が減少していることに加え、消費地卸売市場を経由して流通する水産物の量も減少し、小売・外食業者等と産地出荷業者との直接取引等の市場外流通が増加する傾向にあります（図表2-31）。

また、取引規模の小さい産地卸売市場は、価格形成力が弱い、販売体制維持のための固定経費や保冷に係る流通経費が負担となる等の課題があることから、市場の統廃合等により市場機能の維持・強化や価格形成力の強化を図っていくことが求められます。

図表2-31 水産物の消費地卸売市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

〈水産物流通の合理化の推進〉

令和6（2024）年度からトラックドライバーの時間外労働に上限が適用され、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない「物流の2024年問題」に関連し、水産物流通においてパレット等についての標準化の取組を推進し、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について検討する「水産物流通標準化検討会」が令和5（2023）年5月から令和6（2024）年3月に開催されました。同検討会では、「水産物流通標準化ガイドライン」を策定し、パレットの管理の改善等に取り組むこととされています。

イ 水産加工業の動向

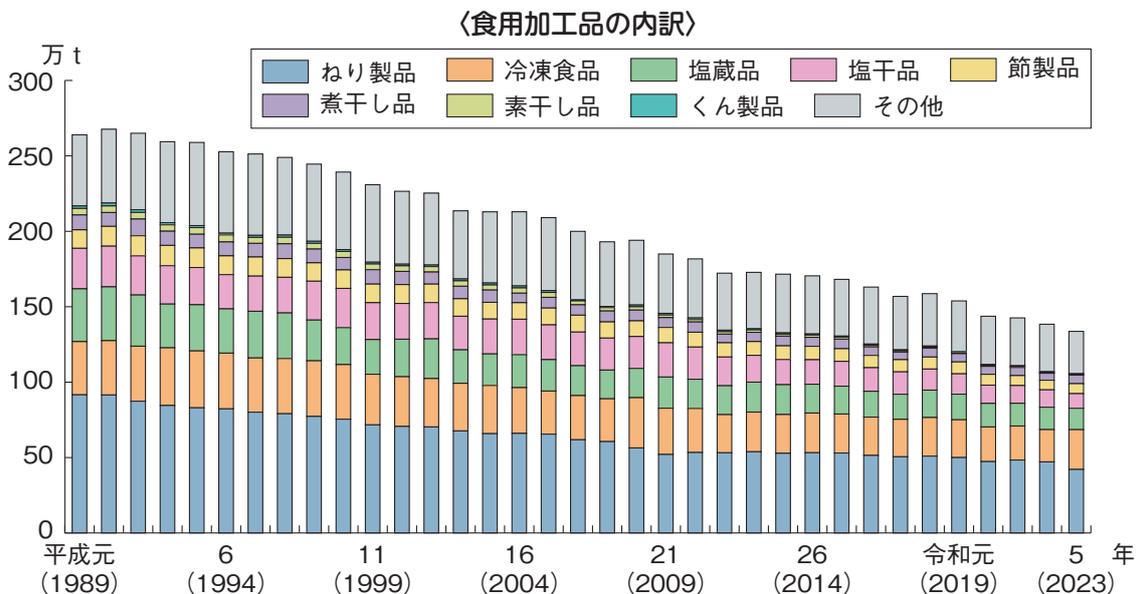
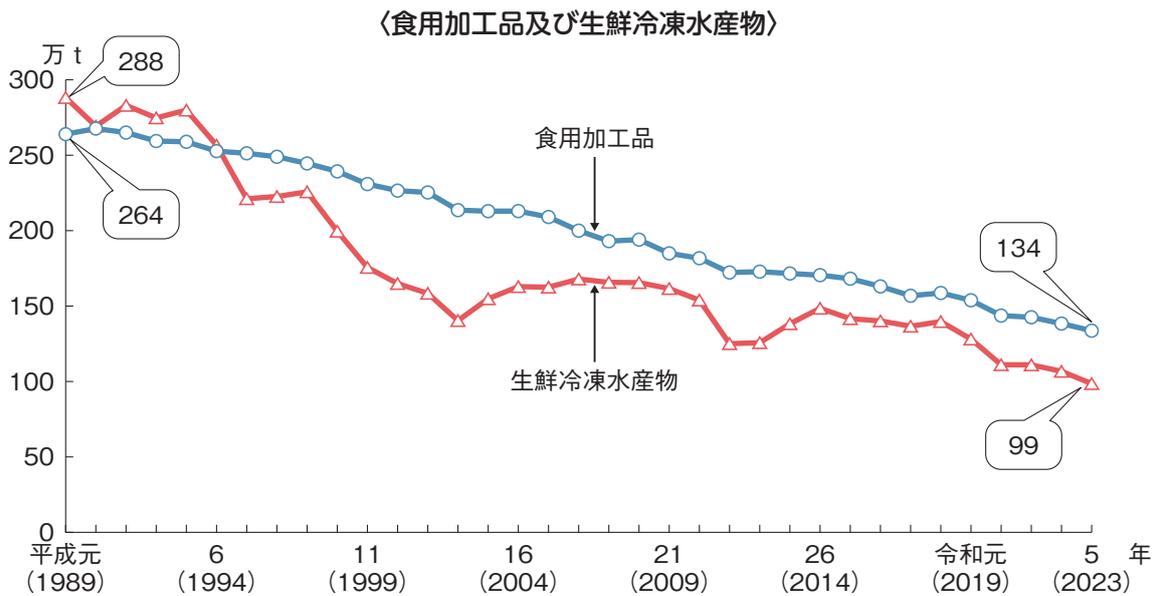
〈水産加工品の生産量は減少傾向〉

我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の約7割は加工品として供給されており、水産加工品は、水産物における重要な役割を担っています。また、腐敗しやすい水産物の保存性を高める、家庭での調理の手間を軽減するといった機能を通じ、水産物の付加価値の向上に寄与

しています。

食用魚介類の国内消費仕向量が減少する中、水産加工品の生産量も総じて減少傾向にあります。水産加工品は、生鮮の水産物を丸魚のまま、又はカットやすり身にただけで凍結した生鮮冷凍水産物から、ねり製品や冷凍食品等加工された食用加工品まで多様な形態で生産されており、以前は生鮮冷凍水産物の生産量が食用加工品の生産量を上回っていましたが、生鮮冷凍水産物の生産量の減少により平成7（1995）年以降は食用加工品の生産量の方が上回っています（図表2-32）。

図表2-32 水産加工品生産量の推移



資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前）、「漁業センサス」（平成25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）並びに「水産加工統計調査」（その他の年）
 注：1）水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。
 2）主な食用加工品は、ねり製品、冷凍食品、塩蔵品、塩干品、節製品、煮干し品、素干し品、くん製品等。



〈水産加工業の経営の脆弱性や従業員不足が重要な課題〉

水産加工業は漁業と共に水産業の車の両輪を担っています。特に近年は、消費者の食の簡便化志向の高まり等により、水産物消費における加工の重要性は高まっており、多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発が求められています。また、水産加工場の多くは沿海地域に立地し、漁業と共に漁村地域の活性化に寄与しています。

しかしながら、近年では、経営体力不足、従業員不足、原材料の調達難等が水産加工業の課題となっています。このため、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等の取組や、産地全体の機能強化に資するよう、水産加工業協同組合等が漁協等と連携して行う取組を支援しています。

また、特定技能外国人等の円滑な受入れ、共生を図る取組を行うとともに、省人化・省力化を図るためのICT、AI、ロボット等の新技術の開発・活用・導入を進めていくこととしています。民間においても、市場や水産加工場で、漁獲量や消費動向などにより変動する労働力に対応し、短時間・短期間で雇用するスポットワークの活用も見られ始めています。

さらに、近年のスルメイカ、サンマ等の不漁による加工原材料不足の問題に対し、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進を図り、原材料転換に対応した生産体制を構築するため、魚種の転換に係る機器整備や水産加工業者への加工原材料の安定供給等の取組を支援しています。

くわえて、産地全体の機能強化・活性化を図るためには、産地の取りまとめ役となる中核的人材や次世代の若手経営者を育成することも必要です。このため、各種水産施策や中小企業施策の円滑な利用が進むよう、国及び都道府県レベルにワンストップ窓口を設置し、水産加工業者の悩みや相談に迅速かつ適切に対応していくこととしています。

ウ HACCPへの対応

〈水産加工業等における対米輸出認定施設数は608施設、対EU輸出認定施設数は130施設〉

国内消費者に安全な水産物を提供する上で、卸売市場等における衛生管理を高度化するとともに、水産加工業におけるHACCP^{*1}に沿った衛生管理を徹底することが重要です。平成30（2018）年6月には食品衛生法等の一部を改正する法律^{*2}が公布され、水産加工業者を含む原則として全ての食品等事業者を対象に、令和3（2021）年6月から、HACCPに沿った衛生管理の実施が制度化されています。

また、我が国から米国やEUに水産物を輸出する際には、水産加工施設等がHACCPを含む衛生管理を実施し、更にこれらの国・地域が定める施設基準に適合していることが必要です。

政府では、水産物の輸出促進のため、米国やEUへの輸出に際して必要となるHACCPに基づく衛生管理及び施設基準等の要件を満たす施設としての認定を取得するため水産加工業者等が行う水産加工・流通施設の改修等を支援しています。令和7（2025）年3月末までの水産加工業等における認定施設数は、対米輸出認定施設数で608施設、対EU輸出認定施設数で130施設^{*3}と

*1 Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析・重要管理点。原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入等の食品の製造工程で発生するおそれのある危害要因をあらかじめ分析（HA）し、危害の防止につながる特に重要な工程を重要管理点（CCP）として継続的に監視・記録する工程管理システム。国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会がガイドラインを策定して各国にその採用を推奨している。

*2 平成30年法律第46号

*3 令和7（2025）年3月末時点で国内手続が完了したもの。

なっています。

また、水産物の流通拠点となる漁港等では、高度な衛生管理に対応した荷さばき所等の整備を推進しているほか、生産・流通機能の強化と効率化に資する冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備を推進しています。